

度折角御保養專一存候陳者先達而御答書逐一拜承致候開拓使一件ハ
 逐日新聞紙喋々申述候而已ナラス處々演說實以不可言事ニ而新聞條
 例集會條例現今律モ不被行政府威權無之形勢歎息之至御坐候付而ハ
 黒田歸京伊藤井上等同意ニ而是非拂下ニ決行之模様ニ傳承仕候反之
 御巡幸供奉左府公御初之處ニ而ハ御勘考有之哉ニ風說致候閣下此際
 ニ立チ御宿案モ既ニ御確定トハ存候得共前途甚以御大事之場合ニ存
 候今度之件ハ朝野共ニ紛々申觸シ在官之輩多分不同意 帝權立ト不
 立トハ此一舉ニ可在斷然タル大御英斷ニ 勅裁ニ出ツルノ外無之ト
 存候付而ハ 御還幸前御歸京トハ存候得共機會御失却ニ相成候而ハ
 再不可爲之大事件ト存候且又向後兼而申入候内閣組織國憲之制定
 帝室財産此三ヶ條モ今度之葛藤ヲ幸ニ盛大之御規模不相立而ハ庶人
 横議 帝權も政府權も隨而墜地未曾有之國亂ヲ可釀成存候素ヨリ事
 々内情御通知申上人モ有之萬御承知存候得共篤与神算遠謀ヲ御廻之

上御上京無之而も不相成實ニ明治維新ヨリモ内情ハ六ヶ敷位ニ存込
 候仰願閣下英材神智ヲ以再度之御奮發朝野之望ヲ不空斷然タル御處
 分奉企望候今般御方御西下之幸便呈上候可然御勘考可被成下御覽後
 火中御投シ可被下候謹具

九月廿日

東久世通禧

岩倉右大臣殿

侍史

【参考】

岩倉具視書翰「三條實美宛」明治十四年九月廿七日

九月廿日御書愚息持參正ニ令拜見候秋冷之候彌御安全令遙賀候然ハ
 小生病氣毎々御尋畏候一病之方ハ今少シニテ全治ニ可至と存候持病
 之方ハ同様兎角困却仕候併來月上旬ニハ必歸京可仕候過日ハ來月十
 一日 還幸之旨電報モ拜承候山田顯義態々御差立九月十八日旅館來

訪段々御内示之旨又同人巨細懇話何も令拜承候右大體上御目的ニ於
 てハ多年企望スル所ニて御互ニ更ニ必死之地ニ立閣議一途確定ヲ以
 て施行候事ニ至てハ今日後レタリト云トモ不可早カル實ニ爲國家十
 分盡シ度事ニ候只一事或人福澤云々之義頓々承候事ニて即答ニ及ヒ
 難く元來伊藤内談行懸りも有之候故歸東早々同人に及相談ニ候上貴
 答可仕候將又此頃傳承候處今般開拓使一件左府公ニハ是非御取消シ
 之命令ニ不相成候ても政府之失體不可云若シ不被行候ハ、御退職之
 事ニ御決心之趣供奉兩三木始メ隨從
在官同說ナランカ爰ニ至てハ御留守閣議ト反對之事
 ト想像候ニ付頗ル懸念候近比左府公御說傳聞ヨリカ諸省書記官抔申
 合建白ストカ華族之輩ニモ同様種々評論不穩相聞候拙生隔地傳承素
 リ眞偽之程不辨事ニ候得共實事ニ於テハ枝葉之紛紜ニ混雜ヲ極メ大
 事ハ度外ニ不成ヲ得ザル現況ニ至リ不申哉尤左府公也諸省也夫々ハ
 開拓使御處分不條理之義無之所御通知御往反等も有之候事カ承知不

仕候得共目下在官之輩閣議ト如此行違居候事ハ遺憾千萬ニ存候小生開拓
使件始終不存候共山田ニ承候所ニ
てハ彼是申し立候譯無之カト存候何分中外大臣黑白ノ差候てハ不容易事
 ト存候新聞紙上元々當ニハ不相成候得共北海道人民歎願之節大臣ハ
 返答ニても凡分明と存候御參考之爲メ一筆如此候也

九月廿七日

具 視

三 條 公

追て諸新聞所々喧說誹謗ヲ極メ實ニ不可言趣然ルニ政府ハ一度
 ノ譴責ナシ新聞集會二條例アリト雖現今律も不被行之政府ト物
 論百出此次第二至てハ實ニ殘心之事ニ候得共今更被成方無之旨
 趣山田ハ承リ候事ニ候早々以上

【參考】

伊藤博文書翰「三條實美宛」明治十四年十月五日

臺侯御清寧恭祝之至ニ奉存候本日ハ終日來客續キよて參朝不仕恐縮

之至不惡御海容奉仰候去說過日來追々如内申開拓使一條ニ付黒田と開談之末到底歸一之結果無覺束歟と私ニ焦慮罷在候處其後西郷樺山兩人數度之談判ニ而竟ニ同意仕唯今來訪之上右一件ハ如何様相成候共承服更ニ故障不申立此上ハ大體之御決行有之候へも同心一致盡力可仕との旨確答有之候ニ付此段爲御安神内申仕置候明日ハ巖公も御歸京之事と奉察候故何分御協議を被爲遂一定ノ御神算奉願上候勿々頓首再拜

十月五日

伊藤博文拜

條公閣下

密陳

【參考】

川村純義書翰「岩倉具視宛」明治十四年十月六日

今日御機嫌克御歸京奉恐賀候拙者ニハ御先ヨク失敬歸京仕候乍恐左

様御承知可被下粗御話申上置候北海道枝葉之一條ニ付テハ大ニ御配慮被爲遊候儀も有之出立之節之事件ハ申上置候通大ヲ主トシテ枝葉ニ關シ候テハ大ニ御目的ニ相反候儀モ不少拙者發途後尙又西郷樺山ヨリ黒田エ及相談候由今日歸京直様兩氏へモ遂面會申候處御安心被遊候都合ニ相成居候間爲邦御安意被下置候様奉願上候右ハ拜顏言上モ可仕候得共當分格別之御用之外ハ參上不仕候間御安心迄奉申上度此旨謹テ奉得尊意候敬具

十月六日午後六時認

純義

岩倉公閣下

二白大隈モ明日歸京之由ニ御座候間如何主意ニテ御先エ歸京致申候哉今迄判談付兼申候得共樺山注意可致筈ニ談置申候是又歸著後之模様ハ可申上候間左様御承知置被下度奉存候

【參考】

黒田清隆書翰「岩倉具視宛」 明治十四年十月六日

拜啓川村より只今閣下御歸京被遊候旨吹聴を請多日夜三秋之如く待上兼候然者山田參議川村卿より詳細情實御聞取相成候通ニ而實ニ國體ニ關スル無此上危急之場合ニ而苦慮罷在申候既ニ明日大隈參議歸京之由疾くに御了承候半近頃恐縮之至ニ御座候得共 御還幸前ニ閣下條公ハ勿論其他伊藤參議等へ協議智謀を廻らし必ず天下之輿論とて陰ニ計策を働き候ハ萬々相違有御座間敷決して御動搖無之彼之術中ニ陥らざる様奉悃願候返々も姑息之情義ニ惹かれず斷然たる御處分無之候ハ臍を噬とも不被爲及不可救御難題ニ立至天下萬民をして塗炭之苦界ニ陥しむるハ案中ニ而千歳之遺憾ニ御座候ニ付是非何く迄も根本ニ大病根驅逐根軸を固くし確乎不拔之標準を立られ上ハ奉安 叡慮下ハ億兆之民をして堵ニ安せしむるは今日ニ在り非常之事を處するニハ從て非常之變を生むるハ自然ノ者ニ付如何様な

る事到來候共御動搖なく御英斷禍を轉して福と爲るは是れより外ニ有御座間敷又時機を失してハ一世那翁さへ一夜の後れニ帝王之尊きも遂ニ擒となり其他優柔不斷國家を亡したる主枚舉るに違あらば即該時ノ如シ油斷大敵よて時機を失し御遺算なきハ勿論斷然御決行有之様悃禱之至ニ堪へむ恐々敬具

十月六日

清 隆

岩 公 閣 下

二 仲拜趨陳述仕度候得共至急を要する事故不取敢衷情書面を以て上伸候也

【參考】

三條實美書翰「岩倉具視宛」 明治十四年十月七日

御安全奉賀候昨日御歸館後御動搖も無之哉猶相伺度候扱今朝ハ伊藤ニも御面會相成候事と存候該件も御互之處一定之上 還幸ヲ俟テ左

府之意見も協議之順序ニ相運候事ニ候間貴君御定論之邊篤与拜承仕度候間明日ニ亦も御都合次第下官參上候間何卒宜時刻御指示相願度候仍此段一筆拜啓候迄如此候也

十月七日

巖 公 殿

實 美

八八五 井上毅書翰〔岩倉具視宛〕 明治十四年十月七日

内 啓

一勅諭云々之件

- 第一 主上聖慮確定庶議畫一ヲ示ス
- 第二 内閣ノ一致ヲ示ス猶直接ニ云ヘハ薩長ノ一致ヲ示ス
- 第三 此ノ人心動搖ノ際此勅諭アルニアラサレハ挽回無覺束更ニ明

言スレハ人心ノ多數ヲ政府ニ牢絡スルコト無覺束

第四 此ノ勅諭ハ假令急進黨ヲ鎮定セシムルヲ能ハストモ優ニ中立黨ヲ順服セシムヘシ全國ノ士族猶中立黨多シ今此舉アラサレバ彼等モ變シテ急進黨トナルヲ疑ナシ

第五 此勅言ニ因テ政黨ヲ判然セシメ反對黨ハ明カニ抗抵ヲ顯スニ至ルベシ是極メテ得策ナリ

以上之理由ナルニヨリ毅ハ必要不可易ト存候若シ此ノ一手段ヲ缺キ候て百事無力相成可申ト確信仕候

先時勿々奉言上十分ニ微意ヲ盡サス遺憾ニ奉存候間猶奉陳述候

書記官派出ヨリモ詳細ノ訓狀被下付候事可然奉存候言説ハ説ク人ト聞ク人之間ニ往々間違難計故也

會社之事共同株式會社モ其全國一致ニアラサル以上ハ矢張一之私立ニテ一個人同様之性質ニ有之候

右午序奉申上候頓首再拜

十月七日

毅

右府公閣下

【參考】

井上毅書翰「岩倉具視宛」明治十四年十月八日

屢々奉書上候ハ御煩讀之恐無之ニアラス候得共中心憂念ニ不堪猶奉仰臺鑑候現今之景況立志社其他昨年之請願連中ハ府下ニ於テ國會期成會ヲ催シ福澤ハ盛ンニ急進論ヲ唱ヘ其黨派ハ三四千ニ滿テ廣ク全國ニ蔓延シ已ニ鹿兒島内部ニモ及ヒ其他各地方此二三十日來結合奮起之勢ニテ此儘打過候ハ、事變不測ト相見ヘ候若シ 還幸後早々聖旨ヲ以テ人心之方向ヲ公示セラレス候亦一度彼レヨリ先鞭ヲ着ケラレ候ニ至ラハ憲法モ徒ニ空文ニ歸シ百年之大事ヲ誤リ善後之策ナキニ至候ハ必然ト奉存候況ヤ此度内閣ニ小變動ヲ生シ候ハ、一層風

潮ヲ激シ一時之勢ハ政府之全力ヲ用ヒサレハ撲滅スヘカラサルニ至ル可シ是ヲ爲スニハ 勅諭ヲ以テ廟謨ヲ示シ且名義ヲ正シ旗色ヲ見セ全國勤王ノ士ニ力ヲ着ケ候事第一之急務ト奉存候伏願此事猶臺慮ヲ被回速ニ御決斷被遊候ハ、國家之大幸ト奉存候如此一大事未生之知ル所ニ無之候得共下問之辱キニ奉對再應奉言上候頓首再拜

十月八日

毅

右相公閣下

【參考】

伊藤博文書翰「岩倉具視宛」明治十四年十月八日

今朝參殿仕候處御待賓中立談寸刻不能盡愚意殘懷之至奉存候唯今西郷來訪承候處黒田一同賜謁之際黒田より御直ニ開拓使一件及言上如何様御處分有之候共異議無之段ハ御聞取被爲在候趣右ニハ三大臣公御協議上ニハ御充分なる事ト確信仕候却說一昨朝供尊覽置候詔書案

御發表云々之義も今朝西郷へ御談示有之候哉ニ奉窺候處一昨朝も如
 申上置候此義ハ博文大勢を察し將來之爲ニ經畫スル所今日不得止之
 御處置ト千思萬考之餘ニ申出候儀深御熟察を奉乞度候又退而勘考仕
 候處到底國會論之局ハ早晚御結無之而ハ明治政府之艱難無休時事ハ
 申上候迄も無之且薩長中興輔翼之功績も竟ニ水泡ニ歸シ候而已なら
 ば却而天下後世之爲ニ禍害を殘し候様ニ而ハ不相濟事ニ付夫是前後
 照考之末此有極之御處分を申立候次第ニ御座候又現狀ニ就テ申上候
 而も此大御英斷ナクテハ内々如何程之御良考有之候共恰も曇天ニ太
 陽之光輝ヲ蔽ヒタルカ如クナルヘシ寧ロ大號一發晴天白日ニ威令ヲ
 御伸張相成ル方萬々奉希望候勿論期限之長短ニ至テハ一年二年之間
 強テ争フヘキ儀ニハ無御座候へ共言テ却テ人心收攬之效無之様ニテ
 ハ政策ノ得タル者ニ無之先ツ明治二十三年ニ御治定有之候へハ緩急
 其宜ニ適スヘキ歟ト奉存候此儀ハ此節御英斷中ニ骨子ト奉存候ニ付

尙上陳仕置候今朝條公へも再應申上置候ニ付御相談奉願上候拜具
 十月八日

伊藤博文

岩倉右大臣殿

【参考】

黒田清隆書翰「岩倉具視宛」明治十四年十月八日

尊書奉拜見候然ハ今朝ハ昇堂從來之形勢今日ニ至リシ次第又下官衷
 情上陳猶又將來之御標準上ニ

皇室ノ御爲メ國家興廢亡存ニ大關係タル條件も是非拜趨上申之積ニ
 御座候間左様思召可被下候此旨勿々奉酬

十月八日

黒田清隆

岩公閣下

【参考】

黒田清隆書翰「岩倉具視宛」明治十四年十月十日

拜啓益御清勝奉恐賀候。 聖駕 還幸之期既ニ明日ニ相迫廟堂上大事ノ御場合ト奉恐察候。 過日來屢尊諭拜承鄙情モ縷陳仕置候間今更申迄モ無御座候得共實ニ不容易時會ニ付此機ヲ失ハス政府之威權ヲ復セラレ廟堂ノ基礎ヲ堅クセラレンコトヲ渴望ニ不堪抑大事ヲ爲スニハ最初ハ如何程確乎タル決意ニテモ其事ニ臨メハ又種々ノ情實出來之ニ牽繞セラレ機會ヲ誤リ終ニ十分之奏功ヲ得サルハ往々人情ノ所不免殊ニ今般ノ事ノ如キハ實ニ國家ノ安危ニ關シ候場合ニ付初ヨリ身ヲ死地ニ置是非爲シ遂クルノ決心ニ無之候テハ十分之成功ハ無覺束若シ事成ラサレハ斃レテ後已ムト申位ニテハ既ニ一步ヲ放著シ事機ヲ失フノ基ト存候偏ニ閣下御注意之程千祈萬禱之至ニ御座候古今大事ヲ誤リ候者纔ニ一瞬間ノ遲疑ニ依リ遂ニ回復スヘカラサルノ勢ニ至リ候例不少禍福之機其間髪ヲ不容廣ク之ヲ古今ニ徵スル迄モ無之王政復古ノ際徳川慶喜犯闕ノ時ニ當リ伏見鳥羽開戦ノ後ニ至リ賊

勢強衆ノ風聞有之朝中紛紜既ニ薩長ヲ黜クルノ說ヲ爲ス者モ有之候位ノ處獨リ閣下泰然御動搖無之故大久保參議ト共ニ暴說ヲ排セラレ候ニ依リ遂ニ慶喜排退之功ヲ奏シ今日ノ偉績ヲ見ルニ至リシハ兼而感銘罷在候儀ニ有之且又明治六年征韓論紛々ノ節モ廟議一定之後内閣多少之更迭陸軍武官之紛擾アリシモ遂ニ持重シテ大變動ヲ生スルニ至ラサリキ是等ノ處能々御推考被下度將又非常之事ヲ爲スニハ非常之困難ヲ來タスハ當然之儀ニ御座候間今後種々言フ可カラサルノ障害ヲ起スハ勿論ニ有之既ニ木戸大久保ノ如キ共ニ維新ノ大業ヲ贊ケ艱難辛苦ヲ同フセシ者スラ平定ノ後ニハ猶多少之情實ニ依リ御配慮ヲ煩シ候儀往々有之候ニ付今般之事件落着之上ハ殊ニ其邊御垂念被爲在候様今日ヨリ冀望仕候右區々之衷情瀝陳仕置度草々如此御座候御諒照奉願候頓首

十四年十月十日

岩倉右府公閣下

黒田清隆

【参考】

岩倉具視書翰「山田顯義宛」 明治十四年十月十一日

前略只今伊藤西郷入來兩人大隈面談之次第萬好都合ニ而異議ナク辭表差出候旨ニ候御安心之爲メ一筆申入候扱又大木參議事元ハ一點之異議無之儀ハ確信候ヘ凡同シク參議之列如此重事件内談不致譯無之ニ付乍御苦勞今日貴君御退出掛ケ行向之義伊藤へ申置候處ハタト失念之趣ニ付明早天御行向御談話之義依頼致候右申入度如此候也

十月十一日

岩倉具視

山田參議殿

【備考】

この書によれば、伊藤、西郷の復命により、重信は直に辭表を提出せし如くなるも、重信の自ら語るところは少しく之と相違せり、何れが真か併

記して後の研究に待つ、

【参考】

伊藤博文書翰「岩倉具視宛」 明治十四年十月十五日

連日之御劇忙不堪恐察候昨日之御會議參謀本部長内閣ニ不加ヲ至當ナリトスル儀多數之趣山田ヨリ承リ候處理屈論ニテハ至極尤之様ニ御座候共實際ニ取リテハ決テ不可然事ニ奉存候今政府ヲ維持スルノ手段實力之外ニ無之其實力ヲ論スレハ薩長ノ外ニ有之間布薩長中ノ人物實力ヲ掌握スル者ハ山縣西郷兩人之右ニ出ル者無之此兩人ニシテ内閣ニ不在時ハ内閣ノ權力薄弱ニシテ威令ノ透徹スル所可測知也然ルニ山縣ヲ參謀本部ヨリ他ノ一省ニ轉シ内閣ノ一人タラシムル乎一方ニ於テハ又一人ノ本部長タルヘキ人物御撰舉無之テハ不相叶恐クハ西郷ノ外ニ其人有之間敷然ルニ西郷ヲシテ本部長タラシメン乎均シク内閣ニ列スルヲ得ス彼ヲ以テ是ニ換ユルモ實力ヲ削キ威令ヲ伸ス不能ニ至テハ同一轍ナリ若シ又他人ヲ本部長ノ地位ニ置カン

カ是亦不數月シテ不滿百出可豫ト也實ニ困難至極ノコト奉存候定テ
三大臣公御相談モ可有之候得共能々御熟考御決斷無之テハ勢至不可
收拾可申候間此段御注意ニ爲申上置候○愈參議院御新置ニ儀御決定
ニ御座候ヘハ吉井土方兩人ヲ是非一等議官ニ御加置有之候方前途ニ
爲可然昨日ニ御會議ニテモ黒田ハ伊集院ヲ推シ西郷ハ稅所ヲ擧ク然
ルニ一方ヨリ他方ヲ見レハ必不承知ヲ不免事ノ不纏ヲ恐レテ互ニ默
容スル迄ナリ然ルニ吉井ヲ御採用ナレハ履歷人物薩人ハ不及申世間
不承知ヲ唱ルモノ決シテ無之是亦御再考奉願候土方ニ至テハ一等議
官ニ被用候ヲ不好ニ理無之地位權限ニ至テモ無論內務大輔ノ下ニ不
出縱令行政事務ヲ不取モ大政ニ關與スルノ參議院ナリ況ンヤ又一等
官ナリ熟々此人ヲ考レハ實際ニ於テモ其所ヲ得ルコト今日ニ勝ル萬々
ナルヘシ又內務省ノ實務ニ於テ大少輔ノ地ニ當ル者已ニ昨日申上タ
ル如ク松田^(道之)ノ右ニ出ル人物ハ決シテ無之是ハ衆目ノ所許ト奉存候是

又御熟察奉願候吉井ヲ御採用ナレハ稅所伊集院兩人共元老院ニ御殘
置ニテ可然吉井ニ事ハ鐵道會社頭取ニ儀有之候得共此事何必シモ此
人ニ限ル譯ニモ有之間敷何分今日ハ

皇室政府ヲ維持スルヨリ急ナルハナシ前條數件本日松方共反覆商議
ニ上申上候間大臣各位御熟議奉願候就中山縣西郷云々ニ至テハ所關
甚重大ナリ斯ク申上候得ハ政府ノ威權此人等而已ニ有之様申上却テ
政府ヲ輕ニスル様御考被遊候歟モ難計候得共決シテ右様ニ主意ニハ
無之此往キ何分ニモ

朝威ノ相立候様政府ノ令スル所行ハレカシト申衷情ヨリ不顧忌諱候
間此段宜敷御洞察奉仰候勿々敬具

十月十五日

博 文拜

巖相公閣下

【參考】

岩倉具視日記

明治十四年七月

七月三十日御認條公御狀到來開拓使官有物拂下之件

(上略)開拓使廢止ニ付黒田ハ上請安田其外之者發起ニテ從來開拓使ニ着手致シ候諸製造場御拂下相願官ヲ辭シ營業從來目途ヲ貫徹シテ佗日ノ結果ヲ期シ申度願書差出候ニ付特別之詮議ニテ聞届相成候右ニ付テハ内閣中ニモ異論も有之新聞等ニモ種々論說有之黒田ニモ許否之間ニ進退ヲ決シ候内情も有之伊藤西郷ニモ深ク配慮小生ニモ實ニ意外之心痛仕候尤右許可相成候ニ付テハ内外物議も追々有之候事必然其邊ハ頗困難之事ニ存候併右之件御採用不相成候節ハ不容易景況ニモ立至リ開拓使之始末ハ勿論相付候目的無之候間世論ニ難換難事有之候先右許可相成候故黒田ニモ頗安心致候由ニ承リ候御安心可給候云々

○右御書面ニ付八月廿三日左之御答書ヲ差出タリ

(上略)開拓使廢廳ニ付黒田ハ上請云々來示始終閣下之御配慮不一方義ト千萬令恐察候其後新聞紙上議論百出爲前途歎息此事候何レ來月ニハ歸東萬々可期拜話候云々

【參考】

岩倉具視日記

明治十四年八月

八月二十九日付條公ハ左ノ御書翰到來

(上略)開拓使一件ハ意想之外ナル物議ニ涉リ實ニ内閣中ニモ痛心罷在候如此迄世上之物議ヲ來し候上ハ是非押通し候も却而政略上得タル者ニ無之ニ付事ノ輕重ヲ考へ候得て中止相成候方可然伊藤杯考案も有之談シ中ニ有之候猶將來政體ノ改良ハ是非還幸之上着手無之テハ不相叶事ニモ有之候間貴官御暇滿期ニ至候ハ、必ス御歸京相成候様仕度云々御出御出勤ハ兎も角も御歸京之義ハ速ニ御還駕相成候様渴望仕候實ニ將來ノ景

況ハ御互ニ維新之際ニ奔走仕候極點ニ至リ候場合ト存候間政
府之始末丈ハ御互ニ結局相付不申ハ不相濟事ト存候近日西
郷伊藤山縣杯も奮發努力之心底有之候只公之御歸京之程奉待
候云々

右御書面ニ付九月五日條公之御答書左ニ

(上略) 扱開拓使事件意想外之物議ニ涉リ頗ル心痛之旨云々千萬令恐
察候就テハ前件中止論も有之趣候得共小生最初之行掛リ曾
テ承知不致義世説も新聞紙上ニテ散見候而已殊ニ百里外隔地
之義事情モ不分明所詮筆頭難盡候條歸京拜面之時ニ無之ハ
何共得不申上候尙將來政體改良云々御尤此義之御承知之通り
昨年来追々言上當年ニ至リ切迫意見陳述發途前ニハ大要之處
以書面言上之次第右趣旨如何御考慮候哉兩大臣閣下伊藤參議
等之右書類一綴ツ、差出置候其後井上參議過日於當地面談右

書類寫相渡し意見申述貴官伊藤參議等之傳聲依頼置候隨テ一
日も速ニ歸途之旨御細示云々素々今日之維新興業之末根本ヲ
可被定時期ニテ困難之極點ト存候間精々保養一日も早歸東云
々

追之開拓使之事ハ本文之通り小生全ク關係無之候得共既ニ
御決定相成候以上ハ御斷行可然歟併シ代金之事ハ如何哉云
々

【参考】

岩倉具視日記 明治十四年九月

九月十八日 山田參議微行小生之面會ノ爲メ内々開拓使ノ船ヲ雇ヒ
來レリ但大津ニ泊夜分
内々旅館に來レリ

山田云大隈參議建言伊藤參議ノ間云々夫迄之事ト心得居候處同建
言中來明治十六年國會開設云々又大隈之別懇ナル統計院幹事矢野
文雄福澤論
吉門人非常ノ拔擢ヲナス云々又同人當年暑中休暇中九州地方

大隈重信關係文書第四 (明治十四年十月)

ヲ巡回演説演說中我國現今未タ開ケサルニ付又統計院ヲ置ハ全ク國會開設ニ付取調ノ爲メ設ル云々以上ノ所爲ヲ見レハ大隈ハ全ク福澤ト連絡ヲ通ジコ、ニ至ルモノカ但シ大隈ハ福澤ニ役セラル、モノカ是迄政府ノ内議及財政ニ事福澤福地等へ直ニ漏泄スルハ右等ノ處ト通スルカ既ニ先達大隈建言辯解ノ爲メ大隈氏伊藤氏往復ニ事翌日横濱新聞ニ見ヘタリ又三菱會社ハ專ラ開拓使官有物御拂下ケ御所分ニ事ヲ憤リ各新聞社ニ多少ノ金ヲ投シ右御所分ニ不條理ナルヲ論セシメ必死ニ讒謗セシム然レモ此事政府不條理ナシ開拓使申立も又一理アリ拂下ケ規則ニ差障ニ筋毛頭ナシ於政府一旦許可ニ義世論ノ爲メ變替シテハ後來政府ニ權不相立勿論代金ニ事ニ至テハ實地取調ニ上相當ニ御所分可然云々之ヨリ先キ五代才助岩崎彌太郎相爭テ北海道諸工場拂下ニ義願アレモ即時拒絕セルヲアリ又今般新富座ニテ開拓使御所分ヲ讒謗スル演說會ハ當日出張ニ

警察官吏警視局ニ停止ニ義懸合中右演說相濟全ク警察官ノ手ヌカリ云々

山田又云内閣ハ條公始一同團結セリ決シテ御心配ニ不及還幸ニ上ハ大隈ニ建議御採用歟又御留主内閣一同ニ見込御採用歟宸斷次第一同進退ヲ決スル覺悟右ニ次第故大隈ヲ退ケル事勅諭ヲ發スルヲ勅諭草案持閣下ニハ是非至急御歸東有之度一同祈望云々又閣下兼御建議ニ相成候士族授産ニ義年々百五十萬圓ト被仰候處百萬圓丈ケモ成算出來スル見込云々之内話モアリ

○右ニ付小生山田氏返答憲法ニ義ハ斷然御取極新聞紙演舌等御取締ハ勿論政府方向ヲ一途ニ定メ施行ニ義ハ何ク迄も同意開拓使一件ハ小生留主中ノ一故何共御即答難申又大隈參議一件も同様御即答難申同人建言一條ニ付テハ小生同人ハ親敷對談其末伊藤參議にも往復伊藤も既ニ氷解相成候末ニ付即今御同意シガタシ云々又小生

歸東之義ハ三條公も度々御催促貴官御懇談之旨も有之病氣快方ニ無之候得共如此御大事之場合ニ付來月十日迄^{十一日}還幸ニハ是非歸東可致ト約定ス

九月廿四日

開拓使拂下一件 御巡先左府公大隈參議大木參議等意見斷然廢止セラレズンハ政府ノ威權不相立 君御採用無之ハ一同辭職之覺悟而シテ東京に歸リ伊藤參議始メノ口氣ヲ傳承スルニ一旦御決定相成候上ハ表向發令セザル共之ヲ變更スレハ政府威權不相立況ヤ代金之廉ニ至テハ實地取調べ公平ノ所分可有之ニ付憚ルニ不及云々又東京諸官省奏任官及華族之向も處々集會開拓使一件廢止之義可然云々建言ノ目論見ヲナシ人心不穩云々

十月一日 川村海軍卿旅館に來訪同人内話左ニ

方今世上ノ形況實ニ不容易然レモ内閣團結薩長之人々一致セリ開

拓使一件ノコトハ西郷大山及自分等ハ黒田に段々説諭致シタレモ未タ氷解セス何分閣下至急此舟ニテ御歸東云々仍テ小生ハ川村ニ答フ小生病氣未タ全癒ニ不至レモ病ヲ押シテ歸京盡力スヘシ然レモ開拓使御所分ハ既ニ御決定相成候上ハ政府ハ取消候ヘハ朝權不相立候間足下及西郷大山等舊同藩ノ間ヲ以テ黒田ヲ説得シ是非黒田ハ取消シ願ヲ出サシムヘシ然ル時ハ御體裁上差支ナシ云々ト答ヘタリ

【參考】

岩倉具視日記 明治十四年十月

十月六日

右府公ヨリ聞書

- 一 迅鯨艦午前十一時横濱着港上陸東海鎮守府ニ至リ休息暫クニシテ今村屋ニ投シ午餐ス
- 一 香渡晋ヲシテ正午横濱ヲ發車セシメ先キニ東京ニ歸ラシム始メ同

氏ノ京師ニ來ルヤ中山老卿内意アリ亦探偵等ノ事ヲ通報センガタメナリ故ニ爾來ノ形況ニ付確實ナル正説ヲ得ンガタメ先ツ藤井希璞ノ寓ニ至ラシメ左府公心意ノアル處ヲ問ハシム藤井曰曾テ早川勇ニ托シ御巡幸供奉中失誤ナカラシメンカタメ老婆心ナルモ注意アラン
一ノ意ヲ呈書セシモ今日ニ至リ未タ何等ノ報答ヲ得ザレモ平素ノ持論決シテ急進ニアラス國會ノ事ニ至ツテモ固ヨリ漸進主義ナリ敢テ變説ナキヲ保證ス然レモ朝夕大隈參議親炙ノ事故痛心セザルニモアラザレモ敢テ心ヲ勞セラレサルモ可ナリト確信ス云々亦海江田ノ寓ニ至ラシメ黒田及薩人ノ近況ヲ問シムルニ敢テ確實ノ答ナク黒田ニ面會セシモ談開拓使ノ事ニ至リシコナキノ旨ヲ答フト云フ次ニ安場方ニ至ラシム在ラズ明日具定ノ宅ニ來ラレンコヲ執事ニ述テ直ニ散ス

一午後二時横濱發車同三時新橋着同三時三十分歸邸同時條公來訪乞

謁則出テ面會ス條公曰ク邂逅西京療養中ニシテ病痾未タ全快ニ至ラサルニ際シ強テ歸京ヲ促シタルハ實ニ忍ヒ難シ然レモ時勢切迫已ムヲ得サルニ出ツ請諒察セヨ而シテ今般河村海軍卿ヲ以テ具陳シタル閣議ノ全體ニ於テ同意ナルヤ如何具視答曰ク總體ニ於テ異議ナシ然レモ大隈參議進退ノ事ニ至リテハ尙伊藤參議ニ面談熟慮ノ上貴答ニ及フベシ條公又曰ク今夜伊藤參議來テ公ニ謁スルノ約アリ宜協議セラレンコヲ希フナリ具視曰ク航海ハ至テ平穩ナリシモ疲勞甚シ今夜伊藤ニ面會ハ謝絶ス

一午後井上參議來問直ニ面會ス井上問フ今般閣議ニ付同意ナルヤ實ニ今日ノ事決不決ハ公ノ一身ニアリ具視答憲法ノ事欽定トナリ士族ノ事就産ノ資ヲ貸與スルニ決シ開拓使處分取消トナルモ徹頭徹尾内閣ヲ團結シテ俱ニ共ニ相謀リ必死力ヲ盡サント欲ス獨リ大隈進退ノ事ニ至リテハ伊藤三木ニ計ラサレハ答フル能ハス

七日

一午前、時伊藤參議來車面談問フ處答粗井上ト同シ大隈進退ノ事ニ至リ數件其確證ヲ舉ケ共ニ朝ニ在リテ謀ル可ラサルノ意ヲ述フ余モ其事ノ已ムヲ得サルノ理アルヲ以テ遂ニ意ヲ決シ閣議ヲ贊ス亦余カ意見ノ開拓使處分一件黒田自ラ取消ノ發令ヲ請願スルニ至リテハ政府ノタメ黒田一身ノタメ最得策ナルヲ以テ尙力ヲ盡サンコトヲ述フ

八日

一午、伊藤西郷兩參議來問面會ス開拓使一件黒田自ラ取消シノ發令ヲ請ハシムルコト頗ル難シ抑モ此事タル西郷河村大山樺山等相謀リ反覆説諭ノ末遂ニ決行セラル、モ取消サル、モ只聖意アル所ニ從フトノ事ニ決心セリ故ニ黒田ヨリ云々ノ事到底服スベクモアラス亦西郷始メニ於テモ此上説諭スルモ其功ナキノミナラスナシ能ハズ云々

一午、中山忠能來問曰ク、行在所參向ノ事甚苦心ス從前忠能ニ於テハ決テ政體上ニ關涉スベカラサル旨會テ、聖諭ノアリシコトアリ故ニ漫リニ政治上ノコトニカ、リ奏上スル能ハズ冀クハ閣下ノ一書ヲ携ヘテ參向センコトヲ乞フ旨ヲ陳述セラレタリ余ハ元々獨斷ヲ以テナシ得ベカラサル義ニ付尙熟考ノ上否ノ報ニ及ブベキ旨ヲ答ヘオキタリ一午、伊藤參議入來中山忠能、行在所參向云々ノ義ヲ談ス同氏之ヲ不可トス

一午、佐々木高行土方久元等來訪頻リニ大隈參議ノ不正ヲ主張シ斷然免職ナランコトヲ論ス亦薩長ノ私ナカラシメンタメ則薩長政府タルノ謗リナカラシメンカタメ内閣今日ノ組織ヲ變更シ大ニ人才ヲ舉ゲ參議ヲ増員シ會議法ニヨリ多數決ヲ以テ内閣百般ノ事ヲ議定セラレシコトヲ希望ス云々

九日

一開一大一國一勅一内一陸一名及ヒ人撰別ニアリ

一三條伊藤山田等來會左ノ事件ヲ密議ス中ニ付テ勅諭ノ事ニ至リ原案閣臣ニ委子云々余ニ於テハ大ニ不同意ヲ主張シ遂ニ換フルニ左廷臣僚ニ命シ云々ト議決ス

【參考】

佐々木高行日記

明治十四年十月十三日

十月十三日 元老院ヨリ太政官ニ出頭御用ニ付テ也十一時四十分大臣參議諸省卿一同 御前ニ於イテ御書附拜承被仰付候事退出セントス平尾(禎三)試補ヲ以テ暫ク差扣へ候様トノ御沙汰ニ付宮内省ニテ相扣へ居リ候處最早十二時ト成リ御食事後被召出候トノ事ナリ午後二時被召出候處御巡 幸中ノ御沙汰奥州街道ハ九年ト違ヒテ盛衰相替リ候處モアリ又秋田縣ハ杉(宮内大輔)カ能々相心得タル故十分ニ模様モ聞キタリ山形縣ハ一體道路ヨク官舎ノ建築モアマリ立派ニ過ギ如何哉ト存ジ候處追々學校ニテ書生ノ風儀又讀書講義ヲ聞クニ餘程實着ナリ其ノ他萬事行届キ浮薄ノ風ヲ能々押へタル

模様ニテ甚ダ感ジタリ他縣モ如此有之度内務卿ヨリ褒メタレバ他縣へモ響キテ宜カラン又文部卿等巡回シテ能々見分ナレバ好都合ト存ズルト也扱巡 幸中新聞紙上ニテ開拓使云々掲載有之タレドモ例ノ新聞紙ノ小サキ事ヲ大ニ申唱ヘルコトナラン歟イカ様一通リノ事ニモ有間敷ト存ジタルニ箱館ニテ大河内(正質)少佐ノ東京ヨリ來リテノ咄ヲ聞クニ東京ハ新聞紙而已ニ非ズ一般餘程人心ニ關係朝野囂々タリト初メテ真ナルヲ知リタリ夫ヨリ頻ニ新聞紙ニモ見エタレドモ十分事情モ不相分左大臣等ヨリ東京へ尋ネ越シタレドモ太政大臣ノ返事ニテモ何分事情十分ナラズ東京着七八日前ニ左大臣ヨリ新聞持參ニテ如何被思召候哉ト也ソノ新聞ハ薩長團結シテ某參議ヲ退クル議アリト云々
右ノ次第ハ多分開拓使事件ニ付大隈歸京ニテ實地經過セルヨリ愈不同意論ヲ主張スレバ參議一同ニテ攻メ倒ス心組ナランカト思考

セリ小山驛ニテ東伏見來リテ逢ヒタルニテ初メテ民權論ノ爲大隈云々ノ大意ハ心得タル事ナリ十一日東京着即日大臣參議一同ニテ大隈免官無之テハ政府ノ御趣旨不相立ト申立テタリ一體太政大臣ハ能々相心得タルモ右大臣モ六日頃歸京ニ付初メテ事情ヲ心得タル事ナリ左大臣ハ歸京ニテ是亦初メテ事情ヲ詳ニセリ右ノ次第ニ付若シ哉薩長參議ニテ結合シテ大隈ヲ退ケルノ議ナラン歟ト疑惑セル故大隈ノ義確證アリ哉ト尋ネタルニ唯今確證御取調ト相成候テハ不容易其ノ事柄ハ福澤門人等初メ其他ヨリ十分相分リ居リ候事ニテ既ニ薩長ノ參議ノミナラズ平素正義論家モ悉皆其邊ハ相心得憤懣仕候事ニ付若シ薩長ノ事御疑念被爲遊候テハ忽チ内閣モ破裂仕候間何分御許容相成度トノ事ニ付如此事情分明ナレバ許容スベシト乍去曖昧ニテ辭表爲致候事ハ不可然是迄要路奉職セル者ナレバ誰レカ大隈ヘ立越シ其次第ヲ申聞ケタル上辭表爲致可然ト申

聞ケタレバ伊藤ヨリ私ヘ右御使被仰付度ト望ミ出テタリ依ツテ西郷ト同道ニテ大隈ヘ立越シ次第ヲ申述べ最早今日ノ景況ニ付辭表差出候様達シタレバ大隈モ異議ナク承服セリトノ勅答アリタリ大隈跡ニテ伊藤ヘ申スニハ是レ迄微力ナガラ相勤メタレドモ何ノ御用ニモ不相立此ノ上ハ薩長二藩ニテ事ヲ專ラニ致ス形ニ相見エ候故十分御注意アリ度ト申述べタル由此ノ大隈ノ跡談ハ多分左大臣ノ成リタルカト想像セリ大隈ガ本文ノ如ク伊藤西郷ヘ申述べタルモ如何様申述べタリト左大臣ヘ申上タルコトナランカ平素大隈ノコトヲ思考スルニ中々狡猾者ナレバ高行モ疑念スル處ナリ

開拓使云々如何歟ト申聞ケタルニ大臣ノ答ニ大隈サヘ免官相成候ハハ開拓使ノコトハ黒田ニ於テ異議無之トナリ夫レハ甚ダ不分事也一體開拓使ト大隈ノ事ハ別事ナリ然ルニ大隈免官ナレバ云々如何ノ事歟ト申聞タレバ大臣モチト困却ノ體ナリシモ夫レハ申上ゲ様惡敷候開拓使云々思召之通ニテ異議ナキ事ナリト答ヘニ成リタ

又御沙汰ニ今日ハ大隈ノ事件モアリ急激民權論モ騒々敷相成節ナレバ薩長同心協力シテ 帝室ヲ十分ニ輔佐死ヲ誓ツテ盡ストモ後日ハ又々各々ノ見込ミ違ヒト相成候程難計其邊ハ如何哉且一體ノ改正セズバ譬ヘ 帝室ヲ輔佐スト云フトモ甚ダ六ヶ敷事ナリ篤ト其邊ヲ相談セヨト申聞ケタリ大臣ハ勿論參議モ承服セリト大臣ヨリ申立テタリ其許ハ如何考ヘ候哉トノ御沙汰ナリ高行謹ンデ申上候ハ一々御尤千萬ニ御座候抑今般ノ事件ヲ 御裁斷被爲遊候ニハ還幸早々參議ヲ被廢更ニ組織ヲ編成シ即日ニテモ廢參議モ夫々相應ノ地位ニ御登用相成廣ク人ヲ取リテ公平ヲ示シ然ル後大隈ノ事モ開拓使ノコトモ御處分可然ト思考仕候間何分三大臣ニテ思召ヲ遵奉シテ斷然御施行相成度段兩大臣ヘハ十分申述べタルモ既ニ參議ヨリ差迫リ今日ノ御運ビニ相成候大隈ノ退職モ御當然也開拓使

御取消モ同斷ニテ何モ御處分上ハ御不都合ハ無之候得共唯々參議差迫リテノ事ハ萬々遺憾ニ奉存候乍併最早御運ビ相成候事ハ致方無之此ノ上 思召通り十分公明正大ヲ天下ニ示ス組織御編成候事甚ダ御急ト奉存候何分形チノ上ヨリ薩長二藩ニテ政權ヲ振ヒ候様相見エ候事不而已實際モ不知々々偏頗ニ落チル事ハ人情不得止事ト奉存候間 思召ノ通屹度三大臣御督責ニテ十二分御憤發被爲遊御威權相立テ候事肝要ノ御事ナリト云々十二分申上ゲタルニ 聖上ニモ尤モト被 聞召候御模様ナリ

【參考】

福澤諭吉書翰「伊藤博文等宛」明治十四年十月十四日

去年十二月初旬の頃井上君より中上川彦次郎を以て内談に政府にて公布日誌發兌の企あり即ち新聞紙なり今これを企てんとして其人物に乏し老生に於て其引受如何との話に付新聞紙とあれば直に之を拒む譯もなし但し其發兌の趣旨を書記したるものもあらば之を一見し

て後に應否の返答に及ばんと答へたり

然ば則ち一日を卜して某の場所に集會せんとて十二月廿四五日の頃と覺ふ大隈參議の宅可然老生も出張せよとの事に付彦次郎の案内にて同宅に行たり行けば則ち主人大隈と伊藤井上の三參議の在るあり是に於て老生は成程このたびの企は三參議の發意ならんと先推量したり坐定まりて井上君發言して云く方今民間の有様を通覽するに其教育は果して何れの邊にある乎小學校は唯兒童の教育に止まり社會に影響を及ぼすこと固より遅々として目下の施政上に頼むに足らず苟も兒童以上の者を導くものは新聞紙と演説とのみにして今日其景況を見るに誠に言語に絶へたる始末今の新聞なり演説なり唯民心を煽動して社會の安寧を妨るの具たるに過ぎず去迎は今の外國交際の困難なる此時節に當て内に牆に閱て外に侮を受くるの不始末誠に憂ふ可きに非ずや此憂は民間の學者も在朝の官吏も共に與にする所な

れば即ち同憂同志に非ずや就ては今回政府に企つる所の新聞紙は云々の趣向なれば之を引受けよとて一と通り之を述べられ大隈伊藤の二參議も異口同説何卒コノ席にて應否の返答あれかしと頻りに勧められたれども老生の一身に取りては随分小事ならざれば應否を決答せずして別を告げたり

其後大隈參議より人を以て催促もあり又井上參議よりは彦次郎へ傳言もあり躊躇す可きに非ざれども何分にも政府大體の主義を聞かざれば決すること能はず今の政府の政體にて今の内閣を今のまゝに維持するが爲に政府の眞意の在る所を江湖に知らしめんとするの新聞紙なれば假令ひ其意の誠なるにも拘はらず漫然たる人民の意に適せざること必然にして却て無益ならん譬へば今の政府を病者と見做して新聞發兌以て之に應援するは恰も芥子泥發泡膏を以て一時の病勢を誘導して輕快を覺へしむるものに異ならず去迎は唯幾萬の金の爲

に今の内閣の御伽を相勤るものなれば老生の屑とせざる所斷じて之を謝絶せんと覺悟を定めて

本年一月日を忘れたり一夜井上君の宅へ推参したり蓋し最前彦次郎より初て同君の言を以て照會したるが故に特に君の宅へ行て之を斷る積なりき其夜君に面會して前記の次第を述べ何分にも政府の主義を決するに非ざれば折角の御談しなれども御斷り申すの外無之云々と述べたれば井上君容を改めて云く然ば則ち打明け申さん政府は國會を開く意なりと老生は之を聞て實は驚駭したる程の事にて先づ以て其英斷美舉を賛成し次第に其趣旨を叩けば君の言に云く國會は斷然開かざる可からず今を以て考るに明治の初年に五條の御誓文ありしも決して偶然に非ず即ち其時の勢を表出したるものにして爾後今日に至るまで明治政府は會議の主義を以て成立し先輩木戸大久保の諸氏が國の爲めに盡したるも其旨は唯此一點に在るのみ且余が宿説

に於て薩長の藩閥は最も心に慊しとせざる所にして何時までも此閥を存す可きに非ず若し強いて之を存せんとすれば遂には政府の交代に銃劍を要する場合に陥るも計る可からず最も歎かほしき次第なれば此度我輩に於て國會開設と意を決したる上は毫も一身の地位を愛惜するの念あるなし假令如何なる政黨が進出るも民心の多數を得たる者へは最も尋常に政府を讓渡さんと覺悟を定めたり何卒この主義を以て此度の新聞紙も論を立て公明正大に筆を振ひたきものなり抑も國會を須たずして施政の方便あれば必ずしも強ひて之を開くにも及ばざることなれども今の政府の内情を見よ事を企て事を行ふ者は我輩三名(大伊井を云ふ)にして鹿兒島參議の如きは傍觀者に異ならず唯の傍觀者なれば亦可なりと雖も自家の利害に關する事に至ては則ち蹈止まりて屹然動かす其勢力決して輕少ならず以て施政の遲滯を致す枚舉に遑あらず國會開設論などは容易に合點す可きに非ず

某參議の如き國會は百年の後と云ひ又一參議は三十年の後と云ふが如き誠に言語に絶へたる話なれども朝に説き夕に談じて遂には其同意を得るに至るの日も亦遠きに非ざる可し(此邊に論吉中言して云く國會開設は鹿兒島參議の爲には不利なるが如くなれども其開設の後にも決して之を政府外に排出することなくして其地位を保存する様致したきことなり云々と云ひしに井上君も固よりなりとて更に疑はざるが如し)都て此度の事は伊藤大隈の二氏と謀りて固く契約したるものなれば萬々動く可きに非ず斯く大事を打明けて申すからには三參議は決して福澤を賣らず福澤も亦三氏を欺く可からず全く徳義上の約束にして證書を認めたるよりも堅固なり若しも是れに疑心あらば大隈に面會して之を叩け益々其實を證するに足る可し余は生來斯る大事に就て違約など致したることなし云々と

老生は始終君の言を聞て感に堪へず是までの御決心とは露知らざり

し斯くては明治政府の幸福我日本國も萬々歳なり維新の大業有始有終ものと云ふ可し論吉も固より國のために一臂を振はんとて卽座に新聞紙發兌の事を諾し其跡は雜誌に亘り假に國會開設後の有様を想像して政黨は斯く分るゝならん其人物は誰れ彼れならん若し其黨が政府を得たらば誰れが外務卿たらん彼れが内務卿たらん若し然るときは井上君は即ち一時落路の人なるぞ其時には君は一個の國會議員にして議場に罷出で外國交際の事に付き前きの外務卿たる本員に於ては云々の見込などと述立る歟扱々面白き事ならん論吉は兼て御存知の通り政治に念なし此時こそ遠方より活劇を見物致さんなどと兩人對話歡を盡して告別

一月十七八日の頃井上君福澤の宅へ來訪明後日露國の軍艦に乗て熱海へ參る積り過日の談は彌々以て間違なきことならん是より熱海にて伊藤大隈二氏へ面會果して間違なき旨を告るなぞとの事に付固よ

り異議なしとて尙承諾の約を固くし序ながら諭吉より一問題を起して云く目今は大伊井三君漆膠の交の如くに見ゆれども權を争ふと申すは人類に免かれざるの常情若し今後一日國會開設の其時に誰れか首相の地位に昇りたときに俗に所謂役不足などの意味は有之まじくや随分懸念なり其邊に就て三君の御間柄如何と尋たるに井上君笑て云く氣遣あるな福澤君我輩三名は既に己に誓て事を謀る者なるぞ徹頭徹尾三名の間に苦情の起る可き氣遣ひなし其誓の固きは既に斯くまでと申すは經濟の一點に付ては余は多年大隈と主義を殊にせり依て過日兩人差向に語て此一點は双方の向ふ所を別にするものと覺悟を定め強ひて相投するを勉めずして他は都て同說同意終始易變なる可しとまで特に約束したる程の事なれば我々三名の間に何として不和の生ず可きや況んや彼のいやらしき役不足等に於ておや余が如きは壯年の時より鄙事に多能なりとも云ふ可きなれば何役にても相

勤め申さん夫れこそ大書記官の事にても苦しからずいやはや夫れ所の話ではなし此節は鹿兒島連の説諭に忙しく既に大晦日の其日にも余は殆と終日川村の宅に行て説法さ政治家も亦多忙なる哉云々とて實に磊落寛大の口氣これに加ふるに井上君又言葉を副て云く此度新聞紙の事又これに關する様々の示談は今後政府の參議中特に我輩等三名を相手にして談じ呉れよ云々の言もあり諭吉は益々三君の同一心たるを信じたり

二月何日大隈君熱海より歸京の後君の宅を訪ふて様々内情を叩きしに其説都て井上君の所言に異ならず談話懇々長しと雖も正しく符節を合するが如くなれば爰に略す

老生の本意は新聞紙發兌を以て名を得るにも非ず金を取るにも非ず唯其發兌の主義の公明正大なるを悦び此一發を以て天下の駭民權論を壓倒し政府の眞成の美意を貫通せしめんとするの丹心なれば大隈

君に問ふに國會開設の事を以てし其方法如何其時期如何と尋れば君は則ち云く中々以て大事なれば明言し難し今正に伊井二氏と相談中にして二氏も亦非常の盡力鹿兒島參議へも頻に説得中なれば漸次進むあるも退くなし就て彼の新聞紙の一條も大凡そ政府論勢の方向を定めたる上に發表する方可然との事にて日一日を消し老生も亦随分多忙なれば其儘に差置たり

四月頃と覺ふ諭吉伊藤君の宅を訪ひ兼ての新聞紙の事は如何なりしやと尋ねたれば君は却て諭吉に向て其事情成行を問ふものゝ如し依て大隈參議へ談じたる有様は是まで云々とて其成行を語りたれども此時の談勢恰も主客相反するが如くにして諭吉の胸中には少しく不審を起したり左れども毛頭猜疑の念なし加之爾後或日伊藤君拙宅へ來訪熊本舊藩士某氏の事を内談せられ諭吉はよく其情を詳にして數日の後其人にも面會懇々時勢を論じ専ら内安外競の主義を語りて本

人熊本へ歸りし後も今に至るまで毎度文通互に最初の主義を變ずることなし

五六月の頃と覺ふ矢野文雄拙宅へ參り様々時勢談の語次極内々に大隈參議と伊藤參議は國會開設の事を奏して其旨大同小異なりと云々と耳語して固く他言を禁じたり之に由て始て同志三君の決意公然たるを證したれば鹿兒島參議への説諭も大抵行届きたることならんと臆測したれども矢野が嚴しく他言を禁じたるが故に正直に之を守り其後大隈君へは新紙の談ニ付度々面會したれども特に其奏議の事に限りて聞きもせず又語りもせざりし

三四月の頃と覺ふ諭吉一日大隈君の宅へ參り雑話の語次に例の國會開設も容易なる事に有之まじく最早花も散らんとするの時節春去秋來中々以て遅々たることならんと云ひしかば君も亦云く然り中々不容易事なり左れども幾年も幾年も待つ可きに非ず固より其開門の日

は期す可からざるも政府議定の日は必ずしも秋風の起るを待たざる可し云々と又本年一月中旬井上君が拙宅へ來訪の時論吉の言に國會を開くとて凡そ今より何個年何個月の後を期するや其御見込は如何と云ひしに君の云く容易には出來ず先づ三年さと答へたる其趣は必ずしも三年三十六個月を計へたるに非ず唯其用意の難きを表するものゝ如し論吉は首を傾け成程左様なる可し併し此三年の日月は随分喧しき日月ならん其遅速は兎も角も事の大體さへ定れば跡は跡の謀あらんのみと談を終りたることあり又伊藤君が拙宅へ來訪のときに國會開設の前に元老院を改革して士族を云々するの言あり是等を前後照し合して見るときは大隈君の考と伊藤井上二君の考とは少しく緩急の別あるが如くに覺えたれども畢竟同意團結の三參議大同論中の小異と思ふて輕々に之を看過したることなり

以上は去十二月より近日に至るまで御内談の新聞發兌並に政府の主

義に付き老生が御同志と信じたる三君より承り又申述べたる關係の直筆記なれば御兩所に於ても必ず御記憶あらん然るに昨日大隈參議は免職せられたり是に由て見れば大隈君と伊井二君との間に政治上の交際は破れたること明なり老生は其破れたる所以の原因を知らず唯今日に在ては過去十個月の有様を想起し昔日は三君漆膠の交際彼の如く今日は則ち其政敵たること斯の如し何ぞ夫れ變化の速なるや神出鬼没は政治家の常態迎も我々老朽書生の測る可き所に非ずとして漫然これ無頓着に附すと雖も爰に無頓着に附す可からずして至極迷惑なりと申すは當春來新聞紙發兌の事に付他人へは固より語られず親友へも二三の外は之を秘密にして告げざりしことなれども去迎これを發兌するには人物も入用又間接には永遠の方向をも不知不識の間に指示致し置かずしては叶はず旁々以て平常には無用なりと思ふ人員をも集め置きたるに今日に至りては其人物の適する所を失

ひ甚だ困却致す事に候

尙これよりも迷惑なることあり近日世間の噂に福澤は大隈と連絡を通じて民間を教唆し政府の主義に戻て妄に國會開設論を唱ふる者なりと云ひ尙無稽の極に至ては福澤は土佐の立志社などと應接して遂には顛覆論に陥るも計る可からずと云ふ者あり此流言所謂愚俗民間の流言なれば犬の吠るに異ならず頓着なしと雖も中々以て官海にも流行する由にて昨今は八方より拙宅へ書を投ずる者あり又井上君が御存知の事に付一證を舉れば外務省出仕の津田純一が一昨日上野大輔の前に呼ばれ前記流言の通りの旨を諭して辭表を呈せしめんとしたるに付老生は之を聞き夫れは間違ならん今一度上野の宅へ参りて篤と承れと申し昨朝純一は復た参りたる所上野の申すに大隈と連絡云々は間違なり唯純一は福澤の類にして其福澤は近來何か訝しき舉動あるが故に純一をも官より擯るなりと明言したり抑も上野は何

の實證を押へて福澤の心事舉動を訝しと云ふ歟其國會論を唱るを以ての故歟若しも其故ならば本年一月以來福澤が伊藤井上との關係を語らん之を語りたらば伊藤井上の舉動を訝しと申す歟實に抱腹に堪へざる次第なり然りと雖も上野は外務大輔なり其言は即ち外務省の言なりとすれば省に於ても何か探偵して果して福澤の舉動に就き訝しと認む可き證據を得たる歟乍憚一點の事跡も有之まじく本來政治社會に厘毫の私慾を抱かず從來政治の壇上を避け今後も斷じて此壇に上ることなかる可しとて自から誓ひたる福澤の一身に就き何として訝しく又腥き事跡ある可きや若し是れありと云ふものあらば則ち攫空捕風の妄想たるに過ぎず論辯は攔き近く此方より實證を御覽に入れん著書と申すは學者の最も重んずる所書中の一字一句も著者の精神にして一説一論も其責に任ずるものなり過般發兌の拙著時事小言は去年來の腹稿を本年記載して其論或は時事に亘るもの多し此書

は先日彦次郎に附して一本づゝ呈上致したる筈なるが御多忙中未だ御覽の暇もなきことならんと雖も一夕の閑を以て御一讀相願度著者の心事は今尙一月以來の伊井二君と主義を同ふする者なりとの事を御發明相成る可く若し或は此書を御覽の上この書中の所論を以て訝しと御認めならば老生の辯護も最早是れ切りにて一月以來二君との御話も一場の夢に歸せんのみ

或は弊塾より出たる者が新聞雜誌に又演説に随分詭激なることを唱る者もあらん此一事に就ては篤と御勸考被下度塾の生徒内外五百名もあり其中に卒業して或は官に就き或は商工に歸し又或は東京に地方に出沒奔走して何か喋々する者も多からん其中善良の君子もあらん又言語道斷なる者もあらんと雖も逐一この輩の言行に付其責を論吉の一身に歸せんとするは甚だしき無理に非ずや譬へば今の毛利公にても舊山口藩の衆士族が銘々何事を行ふも何事を云ふも其責に任

ずることは難かる可し毛利公には舊主人の權あるも尙且斯の如し況や福澤の學塾にて烏合の生徒を教育したればとて何として其者等が論吉の意の如くなる可きや本塾創業二十餘年生徒を育すること四千名に近しと雖も今日共に心事を語て稍や信任す可き者としては五十名か百名に過ぎず僅かに此人數にても先づ今日までに大なる方向を誤らざるは良き手際なりと自から誇り居る程のことなり然るを此處に演説あり彼處に雜誌あり是も福澤の書生なり夫れも福澤の生徒なりとて一切其責任を老生の身に來すことは誠に困却ならずや御察被下度是れも前に云へる尋常の流言なれば苦しからずと雖も苟も在朝の貴顯と稱する者にして或は之を信ずるとは餘り探偵の不行届と存するなり

右に陳する次第なるに付今後朝野の別なく苟も福澤緣故の者とあれば必ず其人を擯け其事業を妨るの風潮流行する事ならん老生の一身

に於ては苦しからず候得共この交際の廣き諭吉が縁故の者と云へば官途は無論新聞社もあり商社もあり學校教師もあれば商賣工業の者もあり此者等に罪なし唯諭吉を知るの故を以て其事を妨げられ其業を奪はれては諭吉は恰も人の爲めに罪を作る者にして自から快からず他に對して誠に氣の毒千萬なる次第なれば何卒玉石を混淆せしめず事實擯く可き者は唯其一個人の舉動品行如何に就て御進退被下諭吉の縁故なるを以てすることなき様吳々も御注意を願ふのみならず廣く其筋の朝野へ御説諭を以て穎敏に御保護相願度斯く御依頼申して

第一 其依頼の如く急度御承知被下候哉最も妙なり

第二 此依頼には應ずる能はずとて急度謝絶せられん歟無據次第なれば夫れにても不苦

第三 依頼に應ずるとも應せざるとも申し難し政治上の事は假令

ひ懇意の間柄にても深意を洩らす可からずとの事歟是亦無據次第

右三様の内何れにても御紙面にて御回答被下度其御回答の何れに出るかを見て老生も亦何とか工風不致ては不叶浮説流言の爲に知己朋友の利害を變動するは見るに忍びざる儀に付御用繁の中をも憚らず御懇談申上候也

明治十四年十月十四日

福澤諭吉

井上馨様

伊藤博文様

副手紙

秋冷深相成候處益御清適奉拜賀陳ば近日官海の變動に付思ひもよ

らぬ迂生の身に關しても不思議の事共引起り稀には餘りたわいなき事にて申すも赤面に不堪程の次第畢竟訛傳誤報に出候事とは存候得共或は事跡に顯はれたるものもなきにあらず老臺に於ても兼て迂生の心事御承知の義何故に斯くも間違ふもの哉と不審の餘り別紙相認めさし上候御一覽の上御返事奉願迂生は矢張り今日に至るまでも正直一偏に前説を守り別紙中緊要の事は十ヶ月の其間誰にも語り不申今は唯獨り自から怪しむのみ然るに鹿兒島人杯は様々に説を作り實に法外なる事を申觸らす由畢竟己が心を以て他を臆測するに過ぎず去迎此輩に向ひ逐一打明けて辯解すべきにもあらず此儘さし置けば際限もなし實に困り果候何とか御工風相願度春來精神を費して「時事小言」を著はしたるも實は世安の一助にも相成殊に老臺杯に於ても或は竊に御満足にこそ可相成と存居候處間違へば間違ふものなり昨今の始末驚入候事に御座候何卒御勘考

の上伊藤君と御相談奉願候頓首

十月十五日

井上君

諭 吉

尙以別紙は昨朝相認め他人えは見せられず彦次郎へ爲寫候義に付之を知る者は彦次郎一人に御座候此段も爲念申上置候也

【参考】

井上馨書翰「福澤論吉宛」明治十四年十月十六日

拜復仕候御懸念の趣い細承知致候併爲人守其正道對天地所恥あらんやと相考申候新聞紙設立一件のヒストリー御綴被成御附與一讀仕候大略は右の通り併し第一の主眼とする處漸進を以て設立と云ふ事は申上置候事と存候尤紙中を以て不能盡其子細近日閑日を得候て可申上候間御來杖被下度左候はゞ其節附閑話度候先は貴答迄勿々拜復

十月十六日

馨

諭 吉 様

再 第一條の御依頼に付ても只主とする處政治針路同轍に歸する人に候はゞ敢て玉石混淆するの理無之候尤實に人情は日に輕薄にて時としては合し或は離るゝは生等不好處に御座候

【參考】

福澤諭吉書翰「伊藤博文等宛」 明治十四年十月廿九日

拜啓益御清適奉恭賀陳ば去冬十二月中大隈伊藤井上三君より公布日誌發兌の儀に付御内談の末本年一月尙井上君と御相談右發兌一切老生にて引受可申旨御約束其節直に着手の用意可然との事にて其心組致居候中井上君は御旅行始終御不在勝なり且發兌に付ては費用の御話も不致ては不叶次第に付度々大隈君へ其趣意相同同君にも着手は随分急がるゝ様子にて萬般の手當可然との事なれ共又一方に様々の

御都合有之義と相見へ今に々々として日一月一月遅延相成候中私方の用意は怠るべきにあらず何分一大事業の義夫々人物も募り又物品をも集め唯外面を靜にして八九月の頃までの政府の御都合相待居候處何か世論不穩義も承及候ニ付或は日誌發兌の事にまで變を生ずる様の義は有之まじき哉と不安心に付九月中彦次郎を以て井上君迄相伺候處何れ大隈歸京の上御左右可有之との義に付指控居候中本月中旬の變動就ては右發兌の義御趣向如何相成候哉定て相變り候事と存候得共今日迄結末の御報知を得ざれば私方に於て誠に難澁の次第有之と申は前申上候通り春來何となく用意致し置既に親友二三の者へは其實情を語り七八の者へは假令ひ之を語らざるも追て斯く々々の事業を授ると申合置候事も有之候處に今更其話の立消へ候ては此輩に向て可申聞辭柄も無之老生は唯壹人中間にはさまりて曖昧なる事を約したるが如く其始を告て終を忘れたるが如く實に朋友の間柄と

は申ながら事の成行を察すれば如何にも人を愚弄して傍若無人の舉動致候様相見へ八方より苦情を申立てられて赤面に不堪候固より老生壹人に付ては其心志を勞し物を費したるが如き誠に論するに足らず此位の間違は人間世界に珍らしからず昨是今非人事の常として不問に附すべきなれ共苟も親友に對して偽を行ふたるの姿に相成るの一點に至つては心苦しく存じ候間何卒御兩所より其理由を明にして諭吉が是まで日誌發兌の爲に其進退を差圖し其方向を左右いたし置たる者共へ辯解の出來候様御取計被下度左候得ば諭吉壹人丈けは責任を免がれ恰も其責任を江湖の輿論に讓渡すの姿に相成誠に難有存候

右拜面申上度候得共多事其暇を不得乍略義書を以て申上候間御手數恐入候得共至急御書面にて御回答奉願候也

十月廿九日

福澤諭吉

井上馨様

伊藤博文様

【参考】

井上馨書翰「福澤諭吉宛」明治十四年十一月十八日

益御多祥奉敬賀候爾後打絶御疎遠に打過遺憾千萬に御座候陳ば先達以來兩度の御書通に付面語盡其事度段申出置其後多忙に取紛今日迄も空打過段恐縮の至に有之に付來る廿一日午後五時頃官宅迄御出被下度御談話仕度候定て伊藤も同日は參り可申候此段書中を以て草々拜具

十一月十八日

馨

諭吉様

【参考】

福澤諭吉書翰「井上馨宛」明治十四年十二月廿五日

大隈重信關係文書第四 (明治十四年十月)

四百三十七

過般來小浦鏐三郎へ御傳言又其前小泉信吉參館の節も様々御話有之由にて承候二氏の申す所に據れば去年十二月以降論吉と大井伊三君と御内談致候事ありしか共論吉は井伊兩君へ違約したる者なり其故如何となれば兩君は國會開設新聞發兌固より御同論あれ共畢竟漸進の主義たりしに豈計論吉は之に反して急進に走りたり其證據に大隈が國會奏議も論吉の手に成りしものデアロウ三田の社中にて編製したる私擬憲法草案も論吉の作デアロウ三田の壯年輩が都鄙に喋々したるも論吉の差圖デアロウ是等の事に付ては金も費したる事ならん其金は三菱より出したデアロウ故に大隈と三菱と論吉は同穴狐狸デアロウ云々とて結局デアロウの四字を以て根據に立たる御考の様被相伺候又其事跡に顯はれたる所は本年十月外務省の公席に於て近來福澤諭吉の心事舉動は訝しき者なりと明言するに至れり以て御考の果して然るを證するに足るべし抑も大隈の奏議三田社中の私擬憲法

又其喋々言論の趣意果して是か非か是れは他日の談として擱き論吉が之に關して力ありとは何の實證を押へたるや唯其據る所はデアロウの四字に止まるのみ世間若しデアロウを以て臆測を下だすときは疑ふべきもの少なからず否恐るべきもの甚だ多し例へは藤田中野は賈札を作りたデアロウ兩人の外に誰れ彼れも之に關係したデアロウとて遂に昨年の不體裁を生じたるにあらずや故に方今政府に於て論吉に對し彼のデアロウの迷夢を拂ふまでは辯解も無益と存じて差控へ唯我大切なる日本國の政府に斯るたわひもなき臆測説の流行するを歎息し氣の毒に存するのみ實は論吉が恰も性急潔癖にて是非共これを辯解せんと欲すれば亦自から其路も可有之哉に考候得共是れも大人氣なし且又社會の爲には是非を論せず一日にても無事を祈るの本心先づ々々黙止居候義に御座候
右の次第に付近日何れか處を卜して御面會は敢て辭せず候得共何分

例のデアロウの範圍外にて御話相伺度然らざれば御話も無益に付御断申上候或は又少者の舉動に就ては長者其責に任ずる筈なりとの説もあれども斯くては際限もあき次第例へは政府にても上流の人は自から穩なる考あるにも拘はらず地方縣令其他小役人共の中には随分言語道断なる小人説を唱る者も少なからず候得共是逆上流の長官をして其責に任せんとするは無理なるが如し故に此責任の事に付ては朝野其趣を同ふするものと云ふべし

右所記の意味御了解被下候上ならば何時にても御都合次第御逢申度存候唯目下私方の急と申は過日來兩度書面さし上其御返事を伺ふて後に當春以來の始末は今日斯の如くなりしぞと明白に友人共へ披露出來候様相成候得ば夫れにて満足に御座候夫は扱置此度の事は畢竟政治上に關し何か議論がましく候得共是れは公の論なり公論を以て私の交際を破るべからざるは飽くまでも心得居候義私の緩急相助け

禍福相喜憂するが如きは勿論の事幾久しく御懇親奉願候右申上度尙委細は小浦より可申上御聞取被下度候

十四年十二月廿五日

諭 吉

馨 様

【参考】 福澤諭吉書翰「井上馨宛」 明治十六年五月十三日

春暄の時節益御清適奉拜賀陳ば此度政府にて官報日誌御發行相成候よし就て小生の記憶を喚起したりと申すは餘の義にあらず明治十三年十二月下旬大隈氏の宅にて主人并に井上伊藤二君の御同席にて官報新聞發兌の義御依頼相成其後彼此と思慮致候得共様々不都合の義有之のみならず政府施政の針路如何を知らずしては新聞發兌も無益小生も却て迷惑なる次第に付十餘日を経て明治十四年一月初旬靈南坂の尊宅へ罷出右御依頼の義不本意ながら御断り申上候處其節の御

話に政府の針路と申は斷然國會を開設するの内議に付其旨に従て新紙も發兌盡力可致との事に付小生も始て政府に國會開設論あるを承り且驚き且感じ左様の事ならば小生も書生の身を以て新聞の事御引請可申とて固く御約束申し且個様の大事に付て決して御違約等無之旨御明言も有之旁以頗る御用意致し又可致との御話に従て懈怠なく罷在候處同年十月中旬大隈氏は頓に辭職加之老臺御直轄なる外務省に於て論吉の心事舉動は怪訝などゝの公言實に驚入候次第に付其節老臺并に伊藤氏御連名に當て一書を呈し書中所陳の次第相違なしとの御返辭は得たれ共一昨年來甚しき御違約相成候顛末に付ては今日に至るまで毫も御説明無之不本意の事に存候

抑も前節大隈氏の宅にて御依頼の次第と云ひ其後の成行と申し全く私事にあらず在內閣の資格を以て御談しの事なれば假令未だ世に發表せざるも其事の性質は則ち公なり公の事にして初を語り其終の局

を結ばざるは極て不都合況や假令ひ強て之を私とするも苟も君子の交際に於て特に違約等致まじくとまでに明言したるものを曖昧の際に抹殺するが如きは徳義上に出來まじく何卒其邊御勘考の上一封の御返書を願度則ち明治十三年十二月以來新聞紙發兌に付御囑托の義は云々の譯にて御取消相成候とて其云々の次第詳に御報知被下度事然る上は小生は其次第を以て社友其外へ明白に可致存候

又一昨年十月外務省にて上野大輔(即外務卿の代理ならん)が近來福澤の心事舉動は訝しと申たるは全く無證據の作説なりしや又は實に公席に明言すべき程の實證ありしもの乎御報知被下度官省の一言は九鼎より重し決して等閑に附すべからざるものと存候

右要用のみ申上候間至急御回報願候也

五月十三日

諭 吉

馨 様

【参考】 明治辛巳紀事 (福澤諭吉)

明治十三年春の頃より諸方の有志者が國會開設の建白又請願とて社を結び黨を集めて都鄙に奔走し又或は東京府下にも何社何會など稱して雜誌新聞紙等を發兌し暗に地方の輩と連絡を通じて之と結合を謀り處々に演説を派出する等以て人心を動搖せしむること甚し我輩竊に其内情を察するに彼の有志者なるものは悉皆血氣の少年に非ざれば則ち無智無識の愚民にして人の奇貨たるに過ぎず又都下の何社何會なるものも大概皆免職官吏無産の青年書生輩が何か地位を求るの口實に國會論を唱る歟又は雜誌新聞紙を發兌して其賣捌の路を廣くせんが爲に心に思はぬ事をも喋々する者のみ如何にも頼母しからざるのみならず其輩が口に談じ筆に記して主義とする所は専ら政府の正面に向て直に之を攻撃するものなれば到底其歸する所腕力に訴

るの場合に至らざれば止む可らざるの勢を見る可し
此際に諸方の壯年書生輩が頻りに福澤の宅に來り何か相談ケ間しき事を申す者多かりしかども諭吉は頓と取合はず殆ど無主義の體を示し唯學問上の話より外國の形勢など語りて詰る所彼等の熱氣を冷にして國權論の方へ導かんとする意なれども先方は甚だ悦ぶるが如し他人は姑く擱き親友丈けにてもと思ひ往々茶話の端にも世上に所謂馱民權論の愚を嘲り兎に角に我社友諸氏は「ボシチャーヴノーレジ」を養て他日我日本國をば盛大のものに致されよなど語り合ひ社中長老の向は固より同主義にして甚だ穩なることなれども國會の一事に至ては更に定説あるなし此國の政權は固より王政維新の功臣を外にして行はる可らず去迎これを唯其功臣のみに專にせしめては民情安からず斯くては我日本政府の政權を強大にして國權を皇張するに由なし誠に困却の次第なりとて唯困却するのみにて更に定まりたる考もあ

らざれば世上にても少しく不審を起したること、見へ往々論吉を誹謗する者あり昔年は頻りに民權を唱へながら今日この民權論の世の中に至て是れと申す定説なきは腰抜けなりと云はぬ計りの論鋒を差向け又其中には眞實論吉に怨もなく酬もあらざれども論吉を相手取りて攻撃したらば新聞雜誌の賣捌も却て好からん己が名聲も之が爲に發揚せんなどの考にて中々面白き小人の工風を運らす者もあり又或は短氣なる壯年は本塾舊生徒中にも少なからずして論吉の舉動を堪へ難く思ひ宿説を變ずるは卑怯なりなど、直言忠告する者もあり誠に喧しきことなれども是れも一時の事なり犬の吠るに異ならずと勘辨し好き程に會釋して唯何も分らぬ間に日月を消したり然るに明治十三年十二月大隈伊藤井上の三氏と會話次で十四年一月井上の内話を聞き其主義全く論吉の宿意に合したるを以て彌この勢を以て國會を開き其これを開きたるときには必ず今の政府の人をし

て多數を得せしめん或は開會第一に失敗して他の政黨に權を取られん歟重ねて之を取返すことは甚だ容易なり兎に角今の政府は人才の集る所人望の屬する所なれば我輩は之に應援して穩に内の政權を維持して外に向て大に國權を皇張すること決して難きに非ずと信じて始めて爾後の方向を定めたり(此事は本年十月十四日井上伊藤へ贈りたる書翰を見て知る可し)斯く方向は定められたれども此秘事を人に語る可きに非ず親友の長老二三の外は誰れにも告げず其他十餘名の社中には我社或は新聞紙を發兌することある可きも計られず尙其趣向は追て話す可き間その時には勉強致されたく兎に角に今の時勢は唯平穩專一の事にて世上の何社何會の如き輕舉粗暴を學ぶ可らず云々位の事に押付け置き春來秋に至るまで一切秘密の日月なりき(我社中に事を秘して洩れざるは殆ど我社一種の徳義とも云ふ可き歟例へば當十月に至ては世上に様々の評論して福澤大隈連絡云々の風聞はあれ

ども其福澤が曾て井上伊藤と内談云々の事は十月下旬に至るまで世間曾て一人の知る者なし以て我輩の「ポリチカル・モラルチ」を證す可し故に秘事の洩るゝは必ず此に在らずして彼に在や明なり之を推して考れば大隈が國會の奏議云々も兩三月前に世上に洩れたるは不審なり本年五六月の頃諭吉は之を矢野(文雄)より聞たれども固より他言せず矢野も亦同様大隈とて自から洩らす可きに非ず然るに其洩れたるは井上伊藤の口より出たるものと臆測して可ならん歟蓋し闕疑)

此際に或は鹿兒島書生などへ面會して國會の事は如何ならんと問はるゝこともあれば諭吉は之に答へて左ればで御ざる随分六ヶしき事ならんと雖ども必ず開けずと極りたるものにも非ず併し諸君が其開設を希望せらるゝは何故なるや或は失敬ながら邪推すれば十年戦争の事を根に持て専ら今の政府に敵對する積りには非ずや去迎は策の甚だ拙なるものなり若し萬一も如何なる風の吹廻しにて兩三年の中

に國會が開くるかも知れず其時には如何するや鹿兒島縣内に今の在朝の鹿兒島官吏を除て別に國會議員たるべき人物は幾名も無きことならん不外聞ならずや左れば十年の事などは之は一場の夢に附して唯今後舊鹿兒島藩全體の榮名を保護すること肝要なれ之を保護するの法は在朝の人物を友視して其地位を得せしむることなり即ち私怨を棄て、鹿兒島一般の公榮を取るものと云ふ可し云々と説諭して大に得心したる者も多かりき(此主意は曾て大隈井上へ語りたることもありて二氏も甚だ同意なりき)

右の如く諭吉は飽くまでも今の政府の人を大に進退することなくして國會を開かしめんとする其趣意は古來今に至るまで「ミリタリ・グロリ」(武邊の功名)なるものゝ人心に感ずること深くして之を棄るの不利なるを知ればなり例へば諭吉が自から政治に關するを好まざるも維新のときに功名なくして今更之に加入すれば恰も他人の盛宴に伴食

せる者にして心に慊くも思はず又實際に功勞なきを知らばなり即ち今の俗世界に於ては武邊の功名ほど有力なるものなくして之を利用するは治國の良方便たるを知らばなり

爰に又後藤象二郎なる者あり以前は餘り懇意にもあらざりしかども氏が高島炭坑の事に付外國人に訴へられたるを聞き後藤の身の上は兎も角も諭吉は唯外國人の横着なるを憤り無理にも後藤に勝利を得せしめんと思ふ一念より様々に相談周旋して三年計りの間に遂に炭坑は三菱の所有に歸し以て局を結びたり依て本年春以來は後藤も無事なるに付此人も維新の功臣なれば此度こそ舊時の輕薄末社を打拂ひ恰も蘇生したる姿にて靜に徳を養ひ徐々に政治に志したらば遂には今の在朝の人と和して共に事を謀るの場合にも至る可しと思ひ度々往來して餘程よき調子に赴たるが如し或日後藤に面會して語次戯に今日若し君を以て太政大臣と爲したらば朝野の別なく何人を用ひ

て事を任するやと尋たるに後藤は暫く首を傾け云く野に人物乏し先づ誰れを何省に彼れを何省に用ひん大抵皆今の諸省に長官なり但し此際には無理にも在野の一二名曾て世に名を知らざる者を用ひたきものなり云々との事にて諭吉は之を聞き先づ後藤も平穩の主義にして顛覆家に非すと獨り自から安心したり

板垣も随分知る人なれども近來其舉動を察するに餘り卒直に過ぎて或は人に欺かるゝこと多く〇〇などには毎度賣られながら之に懲るゝことなし又明治十三年の冬出京の時にも〇〇〇〇の如き小兒同様の狡猾者に近接する様子もあり畢竟其性質の過美なるが爲に然るものならん迎も此人と大事を語る可らずと覺悟して頓と取合はず斯る事の有様にて明治十四年の八月初旬に至り北地 御巡幸とて大隈も供奉にて出發就ては彼の新聞紙發兌の事も迎も埒の明く可きに非ず如何様にても苦しからずと放却したる中に開拓使官有物拂下の

事起りて世論喋々たり是れも畢竟今の政體にて珍らしき事に非ず又これを論ずる者として眞實國を憂るの赤心にも非ず好き議論の種を得て之に口を出せば俗に所謂男振りの揚るを利する位のことにて殆ど少年輩の口實玩弄たるに過ぎざれば斯る事は悠悠傍觀して然る可しと思ひ毎度人にも之を語る其中に篤と朝野の情實を察すれば政府中大隈が一方にて他は皆これに反對すると云ふ者あり又は三菱が五代と争ふて五代が鹿兒島參議に遊説云々と申す者あり兎角政府も世論も穩ならざる様子なれば新聞紙の一條も益以て政府を當てにす可らず我輩は固より朝野の誰れに與すると云ふ譯に非ず若しも政府に面倒を生ずるときは其新聞紙も亦面倒中の一物たる可ければ之を引受るは迷惑なり寧ろ政府に關せず我々朋友の自力を以て小さくも一新聞紙を發兌しては如何との議に決して徐々に其用意を爲したり就ては當春來大隈伊藤井上の三氏は今にも例の公布新聞を發兌する様に

申すゆゑ福澤にては内々人員も手當し多少の金も費したる事にて今日まで因循したるは其責三氏に在るや明なり依て此度は其因循したる所以の理由を明白にし責任者にて償ふならば金を償ふたる上にて大諭吉へは一應の詫を申せと談ずる積りにて九月某日中上川を以て大略其意を井上に示したれば井上は何れ大隈歸京の上にてと答へたり

然るに十月十一日 御還幸即日大隈は辭表を促され其翌日外務省にて津田純一へ辭表の諭旨始めて政府の變動を知て大に驚入たり其後矢野牛場其外小松原等に至るまでも福澤の黨類とか大隈の末社とか申して續々免職誠に不思議の事共なり昨年以來民權論の喋々たる其時より本年一月以來何とかして世上の無分別者を説諭し又制壓して苟も中人以上財産もあり知見もある者を導ひて世の風潮を穩にせんものと思ひ時としては官權黨と云はるゝをも恐れず我が思ふまゝの

事を吐露し既に著述の時事小言なども發兌の後は必ず駄民權家の氣
よ入らずして評論を受ることならんと知りたれども毫も憚るに足ら
ずとして平素の所見を述べたることなるに突然今回の事情如何にも
不審に堪へず依て十月十四日別紙を認めて井上伊藤へ遣したる處井
上の返書にも諭吉の所記に相違なしと答へたれば兩人も事の實は飽
くまで心得居ること明白なり

右の次第に付此度變動の原因を臆測するに井上伊藤は最初大隈と相談
して國會開設の事を企たれども其事容易に成らざるを察して中途に
説を變じたることならん實に其成らざるを知りたらば其次第を大隈
へ告げて相談を遂げ尙鹿兒島人へも打明け語りて決して鹿兒島人を
擯るに非ざるの誠心を明にし談判不調ならば時節を待つも可なり又
或は公明正大の事ならば議論するも可なり兎に角に内閣一致政府を
舉げて一人も洩らすことなくして平穩に事を成すの考ならば大隈と

て必ず大なる異議はなかる可き筈なるに謀こゝに出でずして唯大隈
を除くの一點に精神を注ぎ様々の小細工を施したることならん其細
工の手際は我輩これを知らざれども第一大隈は政府の機密を世間に
洩らして民權家と相應援する者なり政府に不忠なる者なりと唱へん
と欲して何分にも大隈が民權論者と相接するの痕跡なきを以て乃ち
爰に福澤なる者を持出し福澤は兼て大隈と懇意なり(春來公布新聞の
事に付福澤と大隈は毎度面會するゆる口實には最妙なり)而して其福
澤なるものは兼て民權論の主領にして近來は後藤なども甚た懇意な
る様子されば其先きに板垣とも同説ならん加ふるに三菱の謀臣と稱
する者は悉皆福澤の塾より出たる者にて大隈福澤後藤板垣三菱等の
間には深き契約あるに相違なし其陰謀の金主は則ち三菱ならん就て
は大隈の國會奏議も福澤の筆なり矢野は即ち其取次なり福澤も此度
は一番政治社會へ乗出す積りなりなど、説を作りたることならん(本

月十三四日の頃中上川が伊藤の宅へ参りたる時井上も丁度其席に居合はせて語次中上川へ向ひ足下の叔父様が太政大臣に爲りても云々と語りたり左れば本文の作説は政府中に流行すること、見ゆ誠に抱腹に堪へず氣の毒なる次第と云ふ可し實は井上伊藤に於て論吉の心事は飽くまでも承知にて決して政治上に腥き人物に非ずとの事は心中に存しながら一大眼目たる大隈を除くの口實には論吉の名を媒介に用ゆるの外なしと決斷して内實論吉には氣の毒ながら其惡名を作りて暫時これを借用したることならん

備考 此作説果して井上伊藤の工風に出で、眞實其發起人なる歟但しは又鹿兒島人が開拓使一條に付福澤緣故の者の舉動を見て大に怒り又我社中にて作りたる私擬憲法などを見て大造なるものと思ひ是れも福澤の密策なり其れも福澤の陰謀なりと甚しく疑念を生じたる處に井上伊藤が之に乗じて其憤怒疑念を増進せ

しめたるもの歟然るときは井上伊藤は發起人に非ず唯巧に立廻りて鹿兒島人と合併したる者のみ他日を待て分明なる可き事なり

【一説に此度の變動は全く薩人の發起なりと申す其次第は當春來大隈伊藤井上の三氏が國會の事を企たれども其實は内閣に於て少しも相談の整ふたるに非ず此説に據れば春來大隈井上等が薩人へ説くと云ひ又説得したりと云ふが如きは誠に漠然たりし事と見ゆ然るに薩人は之を認めて恰も謀反人の觀を爲し大に起て三氏を共に倒さんとするの勢なるに伊藤井上も狼狽縮して爲す所を知らず乃ち心ならずも其罪を大隈一人に歸して自分等は薩門に降伏謝罪と決定し其謝罪の土産に福澤の事なども様々に取捨へて作説を持參したるものならんと云ふ

又この際井上の大に働きたるは大隈を除けば其會計の相續は
自分に歸す可しと思ひ變動の幸便に任せて所得あらんことを
僥倖し事成るの今日に至ては却て失望ならんと云ふ十月十一
日の際少々づゝ其證跡あるが如し十一月四日記】

右の作説は誰れの作にも致せ一時この説の政府中に行はれて殊に鹿
兒島人の信を得たる所以の原因は恰も好し開拓使の一條起りてより
世上血氣の少年は發狂の如くなりて喋々これを論じ其逆上の體は誠
に笑ふ可き様なれども人心の勢は留む可らず慶應義塾の少年輩も平
生は論吉の最も注意する所にして何事に就ても先づ黙せよ々々として
到底世間の何社何會とは水際の立つ程に區別せんことを念じたれど
も開拓使の一條に至ては何とも制御に難くして留む可らず譬へば彼
の「政談」雜誌の如し誠に漫語暴言とも申す可きものなれども實は平生
論吉より雜誌發兌の資金にても授け置きしものならば實物に據て之

を制す可きなれども曾て其事なし且他人の世話をするに保護と命令
と兩立す可し之を保護せずして之に命ずるの理なしとは積年論吉の
持論なれば政談社の壯年が何事を論ずるも敢て之を差止るを好まず
唯時に應じ物に觸れて其激論の面白からざる旨を諭すに過ぎず畢竟
友誼上の事にして平生先づ長者の言として聞入るゝこともありしか
ども今回北海道の事に限り中々以て長者の言も用ひられず益々詭激
に増進するの有様なりき又これに加るに本塾寄宿の鹿兒島生徒枝元
阪本などが黒田へ手紙を贈り川村へ談じたることもありし由成程黒
田も川村も定めて立腹したることならん又明治會堂にても壯年輩が
度々演説を催ふし又上方にても大阪新報社の新聞紙を加藤政之助等
が工夫して之を專にし元と此社に關係ある五代の末社本庄一行なる
者を放逐したることもあり何れも皆間接直接に在朝の人を怒らせた
ることにて其罪は恰も論吉の一身に歸し作説も行はれ易き筈なり決

して之を偶然と云ふ可らず

作説者は内より説を作り論吉に縁故ある者は外に在て大人氣なき事を行ひ以て此度の始末に及びたることならん畢竟論吉に資金ありて此壯年輩を事實に御するの權あれば誠に譯けもなきことにて我社中は誠に穩なるのみならず必ず世安を助るの一大器械たる可き筈なるに其金あらざれば之を如何ともすべからず實は彼の作説流言に所謂陰謀をして眞ならしめ三菱が金主にて我輩が其金を自由にしたらば其成跡は必ず世安を維持するの美を奏したることならん然るに三菱吝嗇にして金を出さず流言果して虚にして陰謀亦空し残念に堪へざるなり愚痴は姑く擱き我社中に限りて他の何社何會に異なり假令ひ一時の小風波あるも徹頭徹尾偽を行ふ者に非ざれば今日に在ては唯平氣にして時節を待ち以て他の醉に乗ずる人又これを醉はしめたる人が次第に醒覺し次第に後悔するの景況を見物せんと欲するのみ

身を處するは士君子の重んずる處これを等閑にす可らず依て今日の有様を記して之を子孫に遺し又或は時節を見計ひ親友へも示す可きものなり

明治十四年十月廿八日

福澤諭吉記

【参考】

大隈重信談話「明治十四年の政變」

明治政府が出来てから表面は人才登用と云ふ呼び聲であつたが其實は依然として藩閥相資縁する不公明なる政治であつた、これに不満で反抗する民論がソロソロ持ち上つて來て國會期成同盟會等と云ふものになり民心非常に勃興して全國からドン／＼帝都に押し寄せて來る民間に私立學校も起ると云ふ風潮となり慶應義塾は盛んになる神田邊の私立學校が起る端緒ともなつたのである
一方我輩の不人望も益々増して來たが夫れと同時に我輩の勢力も割

合に増大して來た福澤とも懇意になつて慶應門下の俊秀雲の如くに集つて來た

其頃は伊藤も井上も我輩等と同様の改革意見を有つて眼中薩長無しと云つて居た殊に伊藤は長州中では學問もある方だし淡泊な性格で餘り陰險でもなく眞個に我々と力を協せて國の爲めに盡さうと云ふのでソロ／＼人材を集めかゝつたから我輩が橋渡しして伊藤井上も福澤と懇意となり井上の部下には大分慶應出の人が行つた

一方人心は益々一轉再轉して薩長藩閥の政治に不満を抱いて國會請願の運動となつて火の手は全國に揚がつたが政府には一向に之れに應ずるの準備が無い、そこで我輩等は一日も速く之れをやらなければならぬ即ち此際速かに國會の開設を斷行しなければならぬと云ふことに一致主張したんであるが然し當時薩長の力は頗る強大にして我々の力のみを以てしては容易に動かす譯には行かなかつたのである

が時代は我々に多少の力を與へてくれたし新聞は出來て來たし國會開設代議制施行の聲は盛んに揚がつて來た、人心がかうなると封建の惰力か何かで少しでも偏頗があると物平かならざれば即ち鳴るで忽ちにして不平の聲となるのである其一時に現はれたものが即ち北海道開拓使官有物拂下問題である

夫は愈開拓使廢止に廟議が決せんとの氣勢となるや黒田は開拓使の官有物一切を極めて廉く同じ薩摩人の五代才助其他に拂下げんとしたのである黒田の方では五代は其名の如く天下の才子である充分に經營能力ありと見たのであらうが夫では世間は許さぬ、十年間辛苦經營したものを同じ薩摩人に格安で拂ひ下げるとは天下の公器を私するものなり薩摩人が相談づくで専横にも官有物を私するものなりと喧しいことになつて來た

當時紙幣は極度に下落しても居たし官有物は或は世間想像した程大

なる財産では無かつたかも知れぬ、今日の南滿鐵道大連取引所阿片事件等の問題になつて居る金額に比すれば或は小さいかもしれぬが黒田の不幸ドウもこれを打消す辯解の理由が極めて薄弱であつた。輿論の火の手は揚がつて天下は騒然容易ならざる形勢となり各地で演説會が起り遂に有名なる新富座の演説會となつたのであるが此時は日頃我輩を仇敵の如くにして居た板垣、後藤もくれば當時政府の御用新聞たりし東京日日新聞に居て御用の筆を振つて居た福地源一郎まで出て來た。

所がこれが所謂最員の引き倒しで迷惑千萬なのは我輩一人と云ふことになつたそれはかうである、火の手は盛んに燃え揚つたがそれを煽動して火を附けたのは大隈だと云ふことになつたは未だいゝ此頃で云へば革命とでも云ふか其頃の言葉で我輩が叛亂を企てたと云ふ譯で我輩トウ／＼謀叛人になつて了つた而も此大隈の謀叛の裏には福

澤諭吉が參謀となり軍用金は三井、三菱が出して居るとまで政府側では云ひ出した殊に當時我輩は主義宣傳のために本願寺を手先きに使用ひ本願寺を中心にして朝野新聞に成島柳北が居て其筆で全國六七千萬の門徒に宣傳をして居たから此天下騒然の狀を呈して居たので己れ火をつけたのは大隈だ大隈は太い奴だ横着な野郎だと表面具體的な材料は無い譯で今にして思へば芝居の筋は頗る喜劇に類する位だがみんなでトウ／＼叛逆者にして了つた。

我輩も微力乍らも維新以來國事に盡して來たんである其當時は未だ老人ではない四十位の働き盛り而も參議中の首席であつたのであるが遂に斯う云ふ始末で叛亂者として首切られた危くすると命もとられる所であつたが明治大帝の御仁徳に依つて命だけは僅かに保ち得たが遂に政府から追放されて了つたんである。

丁度明治十四年の十月十一日である、七十幾日間 先帝の供奉で東北

から北海道を巡つて歸つて來ると其間に政府では種々方略を廻らしたものと見えるが還つた日の即夜内閣會議を開いて我輩を追放することを決し何でも夜中の一時頃であつたと思ふ參議の伊藤と西郷從道とが我輩の所へ遣つて來て唯單純な言葉で「容易ならざることだから」だけでドウか辭表を出してくれと云ふ此方は多くを聞かずとも其間の消息は大概分つて居るヨシ明日我輩が内閣に出る辭表は陛下に拜謁してから出すと云つたらこれには兩人一寸當惑したらしいが直ぐに是を止める譯にも行かぬ然し流石にそれは不可ぬと止めはしなかつたが我輩が宮中に行つた時はモウ門衛が嚴重に遮つて入れさせぬ、有栖川宮、北白川宮とは御巡幸中同行でもあつたが有栖川宮様に行けば矢張りこゝにも門衛を置いて固く門を鎖し我輩の入るを拒絶すると云ふ始末昨日まで供奉申し上げた陛下にも御同行申し上げた宮様にも今日は固めの門衛から拒絶されて御會ひすることす

ら出來ないと云ふ急轉して體のいゝ罪人扱ひとなつて了つたのである御免の辭令は司法卿の山田(顯義)が友人として持つて來て渡して呉れた、それからと云ふものは我輩に對する壓迫は非常なものであつた

八八六 佐野常民書翰「大隈重信宛」 明治十四年十月十六日

謹呈天氣好晴御同慶奉存候陳ハ今般御辭職一件不容易さる御進退之際激色無ク屈色無ク從容御所置被成候儀ハ實ニ衆目ヲ驚カシ卓然豪傑之氣象ヲ御顯シ被成候事國家將來之爲欣喜此事ニ候尙乍此上老婆心一語申上度儀ハ何卒充分御嚴省御靜養此際勉メテ沈黙ヲ主トシ更ニ時事ニ論及セス一應御面晤之上可成雜客ヲ謝シ靜カニ德望ヲ養ふ様專一ニ御注意被成度祈願之到ニ候就^レも當分早苗田^(苗)本居^(田)被爲定候得^レも自ラ御靜養出來併テ嫌疑ヲ避け一舉兩得^レ奉存候間速カニ其通御運^レ被成度奉希望候將又今日之會御出席之儀ハ色々都合も有之候間可相成ハ御見合被遊候方可

宜々愚考仕候間尙御高考相願候右等甚失敬之義而已申上思召も如何敷候
得共何分中心不能止唯々直言以テ厚誼ニ奉酬之外無他意候間此段御諒恕
可被下候書ハ意ヲ盡サス委曲石丸(安世)の内話仕置候間同氏口頭より御聞取可
被下候草々敬具

十月十六日

大隈賢臺

常民

八八七 島惟精書翰「大隈重信宛」 明治十四年十月十八日

時下秋冷先以益御清穆被成御座奉敬祝候然ハ過日 御巡幸之節ハ幸ヒニ
拜晤殊ニ拙寓に御貴臨被下候へとも臨時多務御待遇モ行届カス失敬仕候
爾後北海道兩羽御巡覽御機嫌克御歸京之段是亦奉敬祝候此頃縣地之風
評ニ明公モ辭表奉呈相成候由傳聞候ニ付電報ヲ以テ京地知合之者に聞合

セ候ニ果シテ御辭職被遊候趣申來驚入候惟精義ハ是迄公私共種々御懇意
相蒙リ候次第ニテ私情ヨリ之レヲ道フモ實ニ不堪縫總候別シテ年來國家
ノ爲メ御盡力其勳績ハ朝野ニ赫然タル義ニ有之況ンヤ目今國家多事一層
之御盡力ハ亦皆望ヲ明公ニ屬シ候ニ於テヲヤ然ルニ今般御辭職相成候ハ
蓋シ容易ナラサル事情ノ被爲在候義ト御心中奉恐察候惟精モ伺御用有之
來月下旬ハ上京之心組ニ候間追テ拜謁萬縷得御意度奉存候先モ不取敢御
左右奉伺度草々謹言

十月十八日

(殿手縣令)
島 惟 精

大隈公閣下

八八八 山田秀典書翰「大隈重信宛」 明治十四年十月廿三日

謹呈爾來益御清穆去ル十一日被成御歸京候由奉拜悅候先以當縣

大隈重信關係文書第四 (明治十四年十月)

四百六十九

御通輦之砌七種々御配慮ニ罷成殊ニ處々御巡視被下人民ノ鴻益ヲ起ス基
ト可相成奉拜謝候其後靜穩秋作モ充分ノ收穫ヲ得御同慶仕候折節御自愛
奉拜祈候先御着御歡旁先般ノ御禮申上度如是御座候頓首
十月廿三日

(青森縣令)
山 田 秀 典

大隈 公
侍史

八八九 古澤滋書翰「大隈重信宛」 明治十四年十一月一日

一書謹呈仕候時下新寒之候ニ有之候處尊侯萬福奉恭賀候陳ハ昨年小生辭
職仕候前後ニハ幾度も御懇篤之御高諭被下候段實以て銘肝仕候其節高意
之在る所ろを十分ニ奉察候を得ざりしより遂ニ高意ニ相背き或ハ失敬之
言をも申上候儀も可有之今更後悔仕候千萬御海恕奉仰候 老臺此度之御

進退ハ實ニ古之所謂る大臣たる者ニも御愧ぢ無之と奉存候關西より遙々
風采を望ミ見候而嘗て明治二三年之交ニも御高誼を忝ふし昨年も亦候御
高庇を受け候老臺ニして此度之御進退有之實ニ小生等をして爲めニ誇ら
しむるニ足る者ニ御坐候政府之事ハ愈々薩長籠城之姿ニ相成リ可申候歟
我 天皇陛下を奈何ニセン天下後世之清議ヲ奈何ニセン自古小人奸臣之
誤國ニハ固リ不少得て何ニも慨嘆之至リ奉存候扱ハ此度小生共京坂地方
之有志と相謀リ大ニ立憲政黨を組織仕候爲め假ニ板垣退助中嶋信行之兩
人を迎させ候ニ付小嶋忠里と申候もの上京爲致候序ニ貴邸へも爲相伺候
間幸ニ御清閑之節ニ有之候得心一應御逢ひ被成候様奉伏祈候且つ又た自
然御都合も相叶候ハ、京阪地方にも御來游相成候ハ、關西人民之至幸ニ
可有之奉存候先ハ右申上候而已草々如此ニ御坐候爲道爲國家千萬御自重
奉瞻禱候不宣

十一月一日

滋々

大隈老臺侍曹

再陳幸ニ小嶋忠里と申候ものニ御面會被下候ハ、京阪地方之景況猶
又御聽取奉願候

八九〇 前島密書翰「大隈重信宛」 明治十四年十一月三日

謹啓

閣下御起居益御靜穆可被爲在奉恭賀候隨而野生儀去月阪西出張先ニ於テ
御召還之命ヲ奉シ廿八日歸京謹テ御用之旨ヲ相埃候得共昨日迄ハ何等之
御沙汰モ無之ニ付御用之御趣旨ハ未タ承知不仕候然ルニ近時多病相成リ
何分奉務ニ堪ヘ難ク幸ニ骸骨ヲ賜テ餘生ヲ保有仕度仍而昨日辭表洩上リ
候實ニ回顧スレハ野生之不肖ヲ以テ稍人ニ知ラルヘキ顯職ニ就キ聊微力
ヲ國家ニ盡スヘキ地位ニ相立候ハ全ク閣下海壑之恩眷ト不一方御推挽之

致セシ所ニシテ一ニ閣下之賜物ニ外ナラス泣血感銘謝辭ヲ知ラス喩ヘ將
來微軀ハ閑散地ニ風月与逍遙スルモ卑眼ハ國家公利之所在ニ注射致シ唯
糞土与共ニ朽敗セサルヲ以テ閣下深重之御知遇ニ報センコトヲ冀願スル
耳ニ有之候右々寸隙參堂拜芝ヲ請ヒ親ク言上可仕筈之處歸京之翌夜ヨリ
間歇熱ニ再感致シ於今臥褥罷在候仕合故乍不本意且乍缺恭卑牘ヲ呈シ此
段一應下執事迄拜陳仕候書外拜趨之時ニ讓ル頓首謹言

十一月三日

(聯署總首)
前

島 密

再拜

大隈三位殿

下執事

【備考】重信一度職を辭するや、諸省に於て重信の同志と認められしもの悉く
罷めらる、密もその一人なり、次にこれ等關係文書を掲ぐ、

【參考】

三條實美書翰「岩倉具視宛」明治十四年十月廿八日

松方大藏卿上申ニテ大藏省之佐賀石丸(安世)中島石橋等免官之儀内諭之事ニ有之候右ハ大藏卿ニモ深ク熟考致候處何分三名トモ從來大隈ニ親ミ陰ニ相通候事故主義甚不面白實ニ不得已免職トノ事ニ有之候此段申合相成度佐野(常氏)ヨリ内々承候處モ有之候間若尊公ヘモ同人ヨリ佐野申出候モ難計仍右申上置度草々如此候也

十月廿八日

實美

右大臣公

【參考】

三條實美書翰「岩倉具視宛」明治十四年十一月二日

昨日伊藤ヨリ申上候三名免官之儀ハ差急候趣有之候間是亦左府御談シ願入候前島密ハ伊藤ヨリ内諭本人ヨリ願書差出候筈ニ有之候

昨日御紙面拜承候左大臣殿へ御談之件別ニ心付無之候石丸丈ハ他ニ轉任ニテモ宜布由松方申候間佐々木福岡(孝男)ニ談工部文部ノ中ニ轉任爲致度存候西村之處大木ニ承リ候得ハ同縣人ニテモ評判不宜由故免官御聞届相成候テモ宜存候過日申上候内諭云々ハ尊公限御聞捨ニ相願候副嶋之處ハ結局佐々木元田(永年)ノ説諭ニ從ヒ將來謹慎ヲ加ヘ可申トノ決答ニ有之候

十一月二日

實美

右大臣殿

八九一 大隈重信伊藤博文建議

明治十四年 參議 大隈重信

參議 伊 藤 博文

公債ヲ新募シ及ヒ一大銀行ヲ設立セン事ヲ請フノ議
昨年以來紙幣消却ノ元資ヲ増加スルノ議ヲ實行セラレ紙幣ノ處置粗ホ其
緒ニ就クト雖モ尙ホ今日ニ於テ是ヲ完整セシムルニ緊要ナル二様ノ處置
アリ其第一ハ今一層多額ナル紙幣ノ消却ヲ速ニシテ以テ現時ノ通貨カ世
間ノ需用ニ超過スルヤ將タ適應スルヤヲ檢按シ若シ果シテ超過スルハ
之ヲ隱藏シテ流通額ヲ減殺シ若シ適應スルハ之ヲ縱ルシテ其疏通ヲ遂
ケ世間ノ需求ニ應シテ自由ニ伸縮スルヲ許ルシ又悠久ノ歲月ヲ費サスシ
テ可成速ニ海外ノ金銀ヲ邦内ニ誘入シ之ヲ儲存シテ紙幣ノ交換ニ充備シ
何時ニテモ政府ノ意ニ隨ヒ正金通用ニ變シ得ヘキノ準備ヲナシ斯クシテ
尙ホ一層通貨ノ信用ヲ倍加セシムルノ方按是ナリ第二ハ前述ノ方按ヲ巧
妙ニ施行シ且ツ一般ノ便益ヲ生スルカ爲ニ一大正金銀行ヲ設立スルノ方
案是ナリ

前述セル第一ノ處置ヲ實行センカ爲ニハ今一種ノ公債ヲ新募スルヲ以テ
必要トス而テ是公債ノ價額性質ヲ略記スレハ第一紙幣ヲ以テ應募シ正金
ヲ以テ返償スルヲ約スルナリ第二募集ノ員額ヲ五千萬圓トシ毎年百餘萬
圓宛五十ヶ年若シクハ四十ヶ年ニ之ヲ償了スルナリ第三其利子ヲ一分ト
シ其募集實價ヲ呼價ト齊クシ一株ヲ百圓トスルナリ第四毎年元金償却ノ
時ニ於テ抽籤ヲ以テ若干ノ賞與金ヲ附與シ以テ應募者ヲ獎勵スルナリ第
五人民ノ請求ニ應シテ何時ニテモ是公債證書ヲ紙幣ト交換シ或ハ紙幣ヲ
公債證書ト交換スルナリ第六正金ヲ以テ應募スルヲ聽ルシ金楮ノ時價ニ
應シテ之ヲ紙幣ニ改算シ公債證書ヲ附與スルナリ第七新定スル募債條例
ト是公債ニ關スル政府ノ法律トヲ遵守スルノ約束ヲ以テ外國人ノ應募ヲ
允許スルナリ
新募公債ヲシテ以上ノ性質ヲ具備セシメハ人民ハ紙幣ト公債證書ト自由
ニ交換シ得ルカ故ニ通貨缺乏ノ實勢アルハ人民ハ公債證書ヲ納テ紙幣

ヲ引出シ斯クシテ通貨ノ員額ヲ需用適應ノ度ニ伸暢スヘク又之ニ反シテ通貨ノ過多ナルキハ紙幣ヲ納テ公債證書ヲ引出シ斯クシテ過多ノ通貨ヲ減縮シ之ヲ需用適應ノ有様ニ廻收セシムルニ至ラム是則チ是方案ニ屬スル利益ノ最モ大ナル者ナリ又何時ニテモ紙幣ト公債證書ト自由ニ交換シ得ルノ便利ニ加ルニ元利金附與ノ外一種ノ賞與金アリ故ニ人民ハ是ノ便利ト不時ノ賞與トヲ求ムルカ爲ニ充分應募スルニ至ルヘシ又金銀ハ世界ニ流通シテ其盈處ヲ去リ其虛所ニ就キ平均ヲ求ムルノ性質アル者ナレハ今海外二三ノ貿易國ニ於テハ盈漲シ國內ハ稀乏スルノ時ニ當テ其平均ヲ得ルノ路ヲ啓キ何等ノ障礙ヲモ爲サシメサル安全ノ手段ヲ用ヒ我カ法律制御ノ下ニ海外ノ金銀ヲ流入セシムルヲ以テ得策トス而テ其最モ神速ナル術策ハ唯是ノ公債法アルノミ又是ノ方案ヲ實施シテ海外ノ金銀ヲ邦内ニ吸入スルニ當リ下ニ掲クル銀行ノ作用ニ因テ入來ノ金銀ヲ政府ニ引上ルノ手段ヲ盡サハ必能ク巨額ノ正金ヲ國庫ニ儲存スルヲ得ヘシ果シテ然

ラハ是則チ紙幣ニ準備ノ正金ヲ増加スル者ニシテ漸次正金通用ニ變換スルノ地歩ヲ形ラン是レ所謂國人ヲシテ益々通貨ノ信用ヲ倍加セシムル者ナリ

然ラハ則チ是方案ハ現時通貨ノ多少ニ關スル迷惑ノ思想ヲ國人ノ胸裏ヨリ一掃シ去テ需要適應ノ度位ヲ公明ニ標示認識セシムルノ機會ヲ與ヘ又正金ヲ儲存シテ紙幣ノ準備ヲ増シ正金通用ノ地歩ヲ速ニ進占セシムルニ足ル最モ安全ニシテ危險ナキ一舉兩全ノ得策タルヲ信スルナリ
然レモ前述ノ方案ニ牽連シ且ツ内外市場ノ便宜ヲ謀ルカ爲ニ甚緊要ナル者ハ一大正金銀行ノ設立ナリ抑モ海外ヨリ吸入スル金銀ヲ引揚ケ之ヲ市場ニ放出セシメサラント欲スルニハ銀行ノ作用ニ賴ラサルヘカラス又市場貿易ノ景況ニ從ヒ外國爲換料ヲ高低シテ正金ヲ集散シ其濫出ニ幾分ノ控制ヲ與ヘ又廣ク海外ノ各地ニ爲換ノ組合ヲ爲シ邦商ヲシテ外國銀行商ノ抑制ヲ免レシムル者ハ是亦タ銀行ノ作用ナリ且ツ前述ノ方案ニ因テ國

内ヲ正金通用ト爲シ或ハ交換ノ準備アル紙幣ト爲シ政府ヨリ紙幣ヲ發行
スルヲ止メ銀行ヲシテ正金交換ノ銀行札ヲ發行セシメント欲スルニハ一
大銀行ナカルヘカラス又爲換料ノ作用ニ因テ爲換ノ便ヲ益シ併テ金利ノ
高低ヲ規則立テント欲スルニハ其標準タルヘキ一大銀行ナカルヘカラス
其他政府ノ出納ニ關シ「バンク・オブ・エングランド」ノ英政府ニ於ル「バンク・デ
フランス」ノ佛政府ニ於ルカ如ク親密ノ關係ヲ保テ政府ノ代人ト爲リ財務
上ニ於テ政府ノ爲メニ勞役スル者ヲ設ケント欲セハ又一大銀行ナカルヘ
カラサルナリ今日ニ於テ既ニ正金銀行ノ設有テ前述セル事務ノ幾分ヲ實
行セサルニアラスト雖其規模結構ノ狭小ナルカ爲ニ未タ充分ノ成績ヲ
舉ルニ至ラス故ニ今は銀行ト合併シテ資本額壹千五百萬圓以上ノ大銀行
ヲ設立シ其株主ヲ廣ク人民ニ募リ政府モ亦タ株主ト爲テ其幾分ヲ分有シ
充分ニ其作用ヲ施サシメハ内外ノ貿易公私ノ財務ニ於テ必能ク前述ノ便
益ヲ社界ニ與ルヲ得ム斯シテ後ニ銀行ヲ模範ト爲シ之ニ牽合セシムルハ

ハ國內許多ノ小銀行ノ組成ト性質トヲ漸次改良セシムルヲ企望シ得ヘキ
ナリ

前述セル公債新募及ヒ銀行設立ハ今日ノ財政ヲ一層完整ニ歸セシムルニ
於テ蓋シ缺ク可ラサルノ方案ナリ右謹テ裁可ヲ被ラン事ヲ仰望ス以上兩
件ノ方案ニ關スル詳細ノ諸項ハ應ニ續テ之ヲ進覽スヘシ

○
建議ノ趣御採用可相成ニ付公債ヲ新募シ銀行設立ノ方按詳細取調可差
出事

○
明治十四年八月一日

明治十四年十一月

參議 伊 藤 博 文 印

公債新募銀行設立ノ義別紙ノ通過般建議仕候處建議ノ趣御採用可相成ニ

付詳細ノ方案取調可差出旨ノ御指令ヲ蒙リ爾後方案ノ取調ニ着手シ別冊ノ通一應草定仕候得共過日內閣ノ更迭ニ就テハ該草案ヲ以テ大藏卿へ協議ニ及ヒ候處該卿ニ於テモ將來財政ノ方案等熟慮計較ノ上追テ上申及フヘキ議モ可有之趣ニ有之候旁以該方案實施ノ義ハ暫ク御見合セ相成候樣イタシ度取調ノ草按相添へ此段更ニ上申候也

○別冊草案ヲ略ス

【備考】この建議は重信が博文と共に、一大中央銀行を設立し、紙幣整理の實を擧げ、兌換制度の基礎を立て、財政金融の根本的改善に着手せんと欲し、朝議を上げたるものなり、然れども重信幾もなく朝を斥けらるゝに及びこの議は中止せられたり、

昭和九年四月二十日印刷
昭和九年四月廿五日發行

大隈重信關係文書第四

非賣品

不許
複製

侯爵 大隈家藏版

東京市四谷區新堀江町三番地
日本史籍協會代表者

發行兼印刷者 早川良吉





